平成24年第2回砂川市議会定例会

平成24年6月12日(火曜日)第2号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 議案第 5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算

日程第 2 一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算

日程第 2 一般質問

多比良 和 伸 君

小 黒 弘 君

増 山 裕 司 君

○出席議員(14名)

英 男 君 副議長 飯 澤 明 彦 君 議長東 議員 一ノ瀬 弘 昭 君 議員 増 山 裕 司 君 増 井 浩 一 君 水 島 美喜子 君 多比良 和 伸 君 増 田 吉 章 君 土田政己君 小 黒 弘 君 北谷文夫君 尾崎静夫君

辻

勲 君

○欠席議員(0名)

〇 議 会 出 席 者 報 告 〇

1.本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

沢田広志君

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会委員長 仁 高 橋 美 砂川市監査委員 奥 昭 Ш 砂川市選挙管理委員会委員長 子 其 田 晶 砂川市農業委員会会長 奥 Ш 俊 2.砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 副 市 長 角 丸 誠 立 病 小 熊 市 院 툱 豊 部 総 務 長 湯 浅 克 己 計 管理 兼 会 者 市 民 部 툱 高 橋 豊 経 済 部 長 栗 井 久 司 監 清 巳 経 済 部 審 議 \blacksquare 伏 建 設 部 長 金 田 芳 設 審 議 監 古 信 繁 建 部 木 Ш 梨 建 設 部 技 監 政 己 市立病院事務局長 /|\ 俣 憲 治 市立病院事務局審議監 佐 進 藤 市立病院事務局審議監 氏 家 実 総 務 課 長 安 \blacksquare 貢 広 聴 課 툱 熊 弘 広 報 祫 3.砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 教 툱 井 上 克 育 也 次 下 教 育 툱 森 敏 彦 4.砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 中 監査事務局局長 出 利 昍 5.砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 選挙管理委員会事務局長 湯 浅 克 己 6.砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 農業委員会事務局長 久 栗 井 司 7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。 河 寿 務 局 長 媏 次 長 高 橋 事 務 局 伸 主 務 局 斡 佐々木 純 事 人 事 務 局 主 幹 吉 Ш 美 幸

開議 午前 9時59分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算 議案第2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算の3件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審查特別委員長。

○予算審査特別委員長 一ノ瀬弘昭君 (登壇) おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果につきましてご報告申し上げます。

6月11日に委員会を開催し、委員長に私一ノ瀬、副委員長に多比良和伸委員が選出され、付託されました各議案につきまして慎重に審査し、議案第5号並びに議案第1号及び第2号の一般会計、特別会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第5号、第1号及び第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号、第1号及び第2号を一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 一般質問

○議長 東 英男君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) おはようございます。それでは、通告に基づきまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

大きな1番、地域おこし協力隊について。総務省の事業である地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域へ積極的に移住させ、その都市感覚をもって地域おこしに協力してもらおうとするものです。最近では、北海道内でも美唄市を初め、留萌市などでも取り組み始めています。3月定例会でもこの地域おこし協力隊の利活用の可能性について伺ったところですが、任期満了後の就職支援を含め、検討するとの発言でした。そこで、商工分野のその後の進捗状況についてお伺いします。

大きな2番、企業誘致報奨制度について。これまで企業誘致の必要性、重要性をただしてきましたが、残念ながら昨年度は立地の企業はありませんでした。しかし、今後の砂川市の将来を考えると、企業誘致は必要不可欠です。これまでに市民の縁がきっかけでこの砂川市に企業が来たというケースが数多くあります。そこで、企業誘致報奨制度を創設し、広く市民から情報提供してもらい、その紹介企業が立地された際には情報提供者に対して報奨金を出すというお考えはないか伺います。

大きな3点目、公営住宅についてです。(1)、この冬の雪害により、多くのベランダフェンスが破損しました。修繕作業は行っているようですが、現在の修繕状況と今後の対応についてお伺いします。

- (2)、公営住宅の周辺にある各公園の遊具の更新状況について伺います。
- ○議長 東 英男君 経済部長。
- ○経済部長 栗井久司君 (登壇) 私からは、大きな1番と2番についてご答弁申し上げます。

最初に、大きな1番、地域おこし協力隊についてご答弁申し上げます。3月定例会における地域おこし協力隊員の任期満了後の就職支援を含め、商工分野のその後の進捗状況についてでありますが、地域おこし協力隊につきましては、総務省の平成23年度末速報値によりますと全国で413名の隊員数、144の自治体が活用しているところであり、3年の任期を終了した隊員100名の約7割が引き続き事業を実施した市町村に定住するとのことであります。総務省は、この事業成果を踏まえ、隊員が任期後定住を選択しやすくするには受け入れ自治体による環境整備が重要と判断し、今年度からは定住、就職に必要となる技術研修や資格取得の経費に加え、任期後にすぐ開業、活動、生活できるよう、空き店舗改修による活動拠点整備や空き家改修による住環境整備の経費も新たに特別交付税

の対象とする拡充案が示されたところであります。

このことから、地域おこし協力隊は商工分野以外の福祉、教育など多方面の業務に及ぶ ものであり、地域おこし協力隊を活用するに当たり、事業実施までの工程、スケジュール が必要でありますので、活動の内容を明確にした地域おこし協力隊設置要綱を制定する必 要がございます。地域おこし協力隊の活用の可能性や協力隊設置のニーズを把握し、活動 内容や期間、雇用形態、待遇等を含めた上で隊員募集要領を作成、隊員の報償費及びその 他活動経費の予算計画を策定した後、事業計画に基づき募集を行い、面接、審査を経て採 用された隊員に市から委嘱し、地域おこし協力隊事業の活動開始となるものでございます。 当市としては、子どもの国、オアシスパーク、スイートロードなどの他市町村にはない砂 川市独自の多彩な観光資源がございますので、これらを地域おこし協力隊によって大きく PRしていただくことによる観光客誘致、都市住民の視点に立った新たな地域資源や地元 特産品の発掘、それらを活用したアンテナショップの運営などにより地域経済活性化につ ながっていくことも見込まれ、地域おこし協力隊による商工分野での効果的活用が期待で きるものと考えているところであります。したがいまして、本年度は市の要綱制定に向け た取り組みや関係団体、関係機関におけるニーズ調査後に、商工分野における地域おこし 協力隊活用の可能性を砂川観光協会や商工会議所と協議を取り進めてまいりたいと考えて おりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、大きな2番、企業誘致報奨制度についてご答弁申し上げます。最初に、当市にお ける企業動向について申し上げますと、昨年新たに操業開始された企業として、上原ファ ームグループ、工場増設を始めた空知単板工業株式会社、函館工場から砂川に集約された 北海道サンアグロ株式会社などがあり、その他にも市企業振興促進条例に基づき助成金を 交付した工場等がございます。お尋ねの当市の企業誘致は必要不可欠と認識しており、こ れらの業務を担当する専属職員以外の第三者による企業誘致活動で外部からの情報収集を することは重要であり、その中で企業誘致報奨制度についても制度化している事例もあり ます。制度内容については、個々の自治体により多少異なっておりますが、基本的には法 人や個人等が企業誘致に直結する有益な情報を提供し、かつその情報をもとに企業誘致の ための交渉を行った結果、企業誘致が成功した場合に成功報酬として報奨金を支払うもの であります。制度化している市町村の事例を調べますと、多くの市町村が報奨制度を創設 しておりますが、制度内容はただ単なる情報提供ではなく、企業誘致交渉を取りまとめる ことが要件とされております。また、さまざまな条件がつけられており、制度創設時に問 い合わせが多数あったものの、報奨金支払い実績についてはなかったところであります。 当市としても、東京砂川会を初め、広く市民の皆様から情報提供いただき、そのご縁で企 業誘致につながれば地域経済の活性化となりますので、これからも広く情報提供を呼びか けてまいりますが、制度化されている市町村の事例も参考に情報提供者への報奨金制度の 内容を精査し、企業誘致に対する手法の一つとして検討してまいりたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部長。

〇建設部長 金田芳一君 (登壇) 大きな3、公営住宅についてのご質問にご答弁申し上げます。

初めに、(1)、この冬の雪害により破損したベランダフェンスの修繕状況と今後の対 応についてご答弁申し上げます。雪害によるベランダフェンスの破損につきましては、3 階建て以上の勾配屋根の公営住宅189戸で起きており、各階によって破損状況は異なる ものの、その大部分が屋根から落下した雪やつららがフェンスにぶつかり、破損したもの であります。例年ベランダフェンスの破損を防ぐ対策としまして、降雪期を迎える前に各 住棟の最上階に住む入居者の方へベランダ側の雪庇やつららが大きくなる前に落としても らうように周知しており、その後も市の巡回の中で雪庇やつららが大きくなっている住戸 が確認された場合には、その都度個別に落としてもらうための依頼文書を配布していると ころであります。なお、いずれの場合も入居者の方が高齢などにより対応することが難し い場合につきましては、市で対応しているところであります。しかし、この冬におきまし ては記録的な大雪と寒い日が長く続いたことから、屋根に積もった雪も多く、雪庇やつら らを落とす対策を講じましたが、多くのベランダフェンスが破損したものであります。破 損したベランダフェンスの修繕につきましては、入居者からの修繕依頼のほか、市で現地 調査を実施し、修繕を行っております。破損の状況や程度により、その場で調整が可能な ものもありますが、ベランダフェンスの材料の交換が必要なものについては材料の納入に 1カ月程度を要するため、それまでの間は応急措置を行っており、材料が納入され次第順 次修理を進めてまいります。

次に、(2)、遊具の更新状況についてご答弁申し上げます。各団地内の公園につきましては、公営住宅の建設にあわせて整備を行ってまいりましたが、供用開始後20年以上経過しており、その間遊具の老朽化が進み、これまで修理や撤去を行ってきており、市内の団地全体で整備当初は大小合わせて57基あった遊具が現在40基に減少しております。このような中、昨年度策定した砂川市公営住宅等長寿命化計画で公園の整備について、宮川中央団地、北光団地、東町団地、寺町団地の4団地で整備を進めていく計画であります。団地や公園の規模により整備内容は異なりますが、例えば子育て支援として遊具の設置や休憩施設の整備を行い、健康増進としては園路をウォーキングを楽しむ遊歩道として整備し、その途中にだれでも気楽に体を動かすことができる健康遊具を設置することなどが考えられます。また、入居者間の交流促進としては、団地町内会の行事開催場所である広場の整備とフェンス等の安全施設の整備を図りたいと考えております。今年度につきましては、公園整備に関する設計を行い、来年度より順次整備を進めていく計画でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

- ○議長 東 英男君 多比良和伸議員。
- ○多比良和伸議員 まず、1つ目、地域おこし協力隊について。今ほど経済部長のほうか

らは、地域の観光、特に商工に限っていえば観光のほうで少し考えていただけると、そう いったご答弁だったのかなというふうに思いますし、市としてもいろんな多方面に利用で きるのでないかということで考えていただいているということでございましたので、ぜひ 進めていただきたいなというふうに思います。

1つ私のほうからお願いといいましょうか、提案といいましょうか、事例を1つ紹介し ながら、考えていただきたいなと思うわけなのですけれども、私としてはこの制度を利用 してぜひ複数人の隊員を募集していただけないものかなというふうに考えているわけです。 先ほど7割近くの隊員がそのまま制度終了後もその地に定住につながっているということ でございましたし、せんだって新聞やテレビなど報道機関でも紹介されていましたけれど も、喜茂別町というところが地域おこし協力隊を10名募集して、任期終了後そのうち7 人がそのまま定住したということでありました。そこで、喜茂別町の隊員の方の一人とお 会いする機会がありまして、またその中で実際問題任期の間どういったものだったのかと いうことを少しお聞きすることができましたので、それを一部ご紹介したいなと思います。 その方に実際会ってみて、喜茂別というところですから、都市部からの移住ということな ので、札幌、もしくは道外なのだろうなというふうな部分でお話を聞いたのですけれども、 どこから来たのですかということでお聞きしましたら、実は滝川からだという話で、ちょ っと僕も面食らった部分はあったのですけれども、実は僕の高校の2つ下の後輩だったと いうことだったので、話しやすかったということでいろいろお聞きさせていただいたので すけれども、地域おこし協力隊を知った、もしくは応募したきっかけということでござい ますけれども、きっかけに関しては前職をやめられて就職活動中だったということだった のです。その中で、喜茂別が地域おこし協力隊を10名募集ということが道新に載ったと いうことで、新聞で情報を知って、興味を持ったので、応募してみたと。その後インター ネット等でいろいろ地域おこしのことに関してはその方もお調べになったそうなのですけ れども、直観的にはその方はこれは国のどっちかというと都市部にいる、就職難の時代で もありますから、これはニート対策なのかなと自分を通して思ったそうです。

そして、そのまま無事喜茂別に内定いたしまして、喜茂別に移り住みまして、そしてその10名がそろった段階で役場としての説明の中で活動内容についてのご説明があったということなのです。その中で、町として2つの柱を提示されたということなのです。1つ目は、喜茂別というのは5つの集落から成り立っているそうで、そこでの高齢者、もしくは体の不自由な方などの孤立支援をぜひお願いしたいというふうにお願いされたそうです。これ砂川で考えた場合には集落というとなかなかぴんとこないのですけれども、砂川も実は結構袋地地域ですとか、郊外、宮城の沢地域ですとか、確かに公共交通のない部分もございますし、さらに集落としてとらえなくても、例えば石山団地ですとか新石山団地ですとか、坂を上っておりたり、買い物に行くまでに公共交通を利用するまでに結構距離がある。そういった地域も十分考えられるのかなというふうに感じてお聞きしました。2つ目

は、それぞれの各集落に住んでほしいと、それぞれ担当する集落、5つの集落を10人で見ていたということなので、1つの集落に対して2人ずつ配置をして、そこで一緒になって集落に住んで、そこの近隣住民の人たちとコミュニケーションも図りながらいろんなことをしてきたということでございました。具体的な活動内容に関しましては夏場は買い物のお手伝い、そして庭仕事、それから農作業の支援、冬は玄関前の除排雪、それから屋根の雪おろしと、そういったことに対してお手伝いをしてきたそうでございます。ただ、その方が心配していらっしゃったのは、滝川ということもあり、砂川の規模もわかっていらっしゃったので、10人の隊員で喜茂別というのは人口が2,700人ぐらいでしょうかね、それを雪おろしたり除雪したりということに関してはつらかたけれども、やってやれないことはなかったという話だったのですが、砂川の1万8,000人、1万9,000人のまち、ここでそれぞれが除雪とか雪おろしをやるには、これは多分隊員逃げるのではないかというふうにお話ししておりました。砂川には砂川に合ったお願いするものがあるのかなと、向こうでやったことが必ずしも砂川に当てはまるかどうかとということも一つの考えなければいけないところなのかなということで聞いていました。

そして、肝心な隊員のそれぞれの就職先についてなのですけれども、報道では7人の定住ということだったのですけれども、実は僕が聞いたときには8名定住したということだったのです。7名の段階で1人がまだ決まっていなかったということだったのです。その中の内訳といたしましては、喜茂別で独立開業した方が3名、そして喜茂別で就職した方が5名ということになっております。

私が話を聞いた方は、喜茂別に物産市場みたいなところがあるのですけれども、そこのスペースの隅っこを借りて、そこでラーメン屋さんを開業したということなのです。人気メニューは協力隊ラーメンということなのですけれども、2年間地域の方々といろいろ触れ合う中で、その人が開業してもみんな顔見知りだったわけなのです。そういう意味で、喜茂別にはそういう外食的なことが人口も少ないですからなかなかなかったところにそういうものができたということで、町の方からも喜んでいただけているということでございました。

そして、もう一人は、もともと整体師の資格を持っていらっしゃった方が地域おこし協力隊として喜茂別に来ていた。その方も地域住民と触れ合う中で、実は整体師なのだよねという話をしたら、この町でマッサージ屋さんやってよということがあって、その方は今喜茂別でマッサージ屋さんをやっていらっしゃいます。こういった方がいて、それぞれ農作業をした方に夜行って体をマッサージしてあげる、その中でコミュニケーションを図りながら、若い人がそういう方たちと触れ合うというのは、そういうのは大事なのかなというふうには感じて聞いていました。

もう一つは、ベジタリアンの方でお肉を食べないという方だったのですけれども、その 方が喜茂別に来て、喜茂別産の豊富なお野菜、そういうものにすごく興味を持って、ミー

トソースのミートのかわりにそばの実を使ってトマトカーシャという缶詰をつくって、物 産市場や中山峠等で販売されているということなのです。私もちょっと食べてみたのです けれども、確かにそう言われなければ、普通のミートソース、おいしいミートソースだな というふうに思ったのですけれども、食感がすごくミートに似ていて、喜茂別のトマトを 使って、そこで加工食品を製造して販売しているという、1人で生産までやっているかま だわからないのですけれども、そういった6次産業のはしり的な部分をやっていらっしゃ るのだなというふうに感じました。そういう人が外からの目でその土地のよさを発掘して、 そしてそういう方がいいアイデアを持って取り組んでいるのだなというふうに思いました。 残りの就職した5人についてなのですけれども、1人は、セブン イレブンの宅配事業 というのがありまして、それの宅配係になったということなのです。セブン イレブンも どんどん過疎地域における買い物支援に対して今販路を広げているわけなのですけれども、 そうやって2年間各集落に携わった方なので、その方が届けてくれる、注文をとりに来て くれる。やっぱりその2年間が無駄ではなかったということで、今のところセブン イレ プンは全道で15軒宅配事業を行っているそうなのですけれども、喜茂別に関しては2位 の成績、売り上げを誇っているということでございます。砂川は、僕も前に商店街のカタ ログをつくって地域おこし協力隊の人に配達してもらったり、注文をとってもらったりと いうような話もしたのですけれども、こういったセブン イレブン等企業との連携を図る というのも一つの方法なのかなというふうに思いました。

もう一人は、喜茂別に住みながら隣町の介護施設でヘルパーとして就職したということでございます。喜茂別周辺というのは、どちらかというと山村地域で、どこも人材不足という部分があったわけなのですけれども、そこで隣町からそういう人の話を聞いた介護業者の方がうちにもだれか来てくれないかいと。当然喜茂別で介護施設がないわけではないのですけれども、どこもそういったところは施設が人手不足もあるし、待ち状況というのはどこのまちも一緒みたいで、喜茂別でお世話した方がその後入所したときに地域おこし協力隊としてかかわっていた人がヘルパーとしてその施設にいるというのは、またそれも一つの流れなのかなと、入った人も安心するのかなというふうに感じて聞きました。

そして、残りの3人のうちの2人が町の広報紙を作成しているということでございました。外から目線でその町を見た広報紙というのは、今まで自分たちがつくっていた広報紙とはやっぱり違ったみたいです。町としても自分たちの町の情報を町の人に、または対外の人に周知するという意味でどの町も広報というものをやっているわけなのですけれども、外からの人が何を知りたいのか、どうやったら興味がわくのかというのがやっぱり少しヒントにはなっているみたいなのです。今までは行政中心に広報づくりをしていたわけなのですけれども、そういった人にそういう能力があって、そういうことであれば、ぜひ外からの人に自分たちのまちを広報してもらおうということが一つのねらいということでございました。こちらは地元のNPO法人に就職して、そちらに町として広報紙の制作を依頼

して、NPO法人のほうでそれを受けて広報づくりをしているということでございました。 最後の1人なのですけれども、なかなか就職が見つからずに、実際報道されたときは1 0人中7名というふうに報道されていたわけなのですけれども、8人目という方は喜茂別 に実は本当は残りたいのだと、ただなかなか就職がなかったと、町の人たちも一生懸命探 してくれたのだけれども、なかなかなかった。そういったことで、ただその後今までの協 力隊員の活動によって町の人たちがいろんな仕事をくれていたそうなのです。就職が見つ かるまで、農作業のお手伝いだとか、買い物のお手伝いだとかということで生計を立てな がら就職活動をしていたということだったのです。そして、その方がめでたく就職が決ま ったのですけれども、これがまたおもしろいところで、ノースプロダクションという道東 にあるNPO法人なのですけれども、北海道の魅力を世界に発信して、世界から観光を誘 致しよう、そういった北海道という大きなフィールドを使った観光事業をいろんな町と提 携しながらやっていらっしゃるNPO法人ということだったのですけれども、そこでお知 り合いになった方がそういう人がいるのであれば、喜茂別周辺も十分観光名所がたくさん ありますので、喜茂別支所をわざわざ用意してくれて、道東のNPO法人の喜茂別支所と して就職したということなのです。喜茂別に住みながら、道東のNPO法人と協力、連携 しながら、道外からの修学旅行や世界からの観光客の観光ルートをお互いに共有し合いな がら道東経由で、喜茂別経由でということで北海道を回ってもらう中継地点ということで その方は働いていらっしゃるということでございました。これも砂川でいえばそういう人 がそういうところと連携するようになっていただければ、道外、それから北海道内も含め てですけれども、一つの北海道というフィールドを使った観光ということでお手伝いして いただけるのではないのかなというふうに感じました。

定住への思いについて聞いたのですけれども、当初から定住は一つの柱ですよということで町のほうから提案されてはいたのですけれども、実際来てみて、ここに一生住むのかというのは正直最初はあったそうなのです。だけれども、活動中に町の人のサポートであったりだとか、定住してほしいという町の強い意志を感じたということなのです。そこで、来てそんなに期間をかけずに、ここにずっといようというふうに思ってくれたそうです。今後も喜茂別に住み続けたいですかという質問に対しては、ずっといたいなというふうに答えていらっしゃいました。

今回複数についてぜひ検討してほしいということでお話ししたのですけれども、実際複数でのメリット、デメリットなどについてもお伺いしてみたのですけれども、メリットについては知らない土地にもしも1人で来ていたら、やっぱり大変だったのだろうなというふうに振り返っていらっしゃいました。10名同時に入ったことで、お互いに助け合ったりはげまし合ったり、一番大きいのは、心のサポートといいましょうか、勇気づけられる部分が、あいつも頑張っているから、おれも頑張ろう、そんなような気持ちで2年間過ごせたということだったそうなのです。ただ、デメリットとしては、10名募集して、来た

というのは結構なニュースになったらしくて、日本じゅうから注目を浴びた感が当人たちはあった、当人というか、その方はあったそうです。そういう意味では、すごくプレッシャーがあった。下手なことできないな、町の人たちもみんなすごく注目している、そういったことに対する責任感。メリット、デメリットを両方兼ね備えた感覚だったそうです。10名雇うと、さすがに2年間という期間の中ででも派閥がやっぱりできたそうです。最終的には2年間の最後のほうは、本当に気の合う仲間同士は一緒に飲んだり遊んだりしたけれども、最終的にはみんなで集まるということは最後のほうはなくなってしまったのが残念だというふうにその方は言っていらっしゃいました。デメリットとしては、確かに複数呼べば人は合う、合わないというのは当然出てくるし、何かに向かってみんなで一生懸命やっているときはよかったのかもしれないけれども、だんだん1人就職が決まり、2人就職が決まりとか、そんな状況の中で気持ちとしては難しい部分も出てきたのかなと、これはあくまで推測ですけれども、そういったところも複数呼んだときのデメリットになってしまうのかなというふうに感じました。

その隊員に制度に対しての今後の課題、これから取り組むのであれば何か一言苦言を言 うなら何かないですかという話を聞いたときには、買い物のサポートですとか通院のお手 伝い、それから雪おろし、除排雪等、いろんなことをやったわけなのですけれども、隊員 を任期終了後継続して募集していないのです、喜茂別というのは。実は3名募集している のですけれども、その3名というのは今回はヘルパーもしくは介護士の資格を有する方と いうことで限定しているのです。そして、入る先も喜茂別町内の老後施設ということ限定 で、その後の就職も含めてもう決まっているというところで今回は募集がかかっている。 だから、町がいろいろとやってください、やってくださいとやってきた買い物支援をして もらっていたお年寄りの方たちが、急にまたそういうお手伝いする人がいなくなったとい う現状があった。だから、その人たちはきっと困っているだろうな、すごく2年間楽して いたから、多分困っているだろうな、そういうふうな心配をされていました。だから、そ ういう意味では、買い物支援やそういった部分のお手伝いをもしさせるのであれば、その 後の継続性を含めてやったほうがいいのではないか。恐らく町のほうでは一つのお試し的 な感じでやってみたというふうな部分なのかなというふうには思うのですけれども、受け た側からしてみたら、みんなそうだと思うのですけれども、一回楽をすると、また戻ると 今まで普通だったものが急に不便に感じたりだとか、そういったことが恐らくあると思う のです。その辺のサポートは考えておくことが重要なのではないかというふうにおっしゃ っていました。

隊員として喜茂別に来て一番楽しかったのは何ですかという話だと、最初の1年間の間に物すごく地域おこし協力隊が中心になってイベントを行ったそうなのです。もちろん隊員同士のコミュニケーションやスキルを見るため、いろんな要素があったのでしょうけれども、その方たちは自分たち10人で考えて自分たちでイベントをやってみたということ

なのです。廃校で学校が取り壊されるという場所があって、そこでみんなで絵の具入りの 水爆弾を使ってぶつけ合ったりとか、学校に落書きしまくって地元の子供たちと触れ合っ た。廃校になった学校ですので、その後取り壊されることがわかっていたので、そうなっ た。それから、鉄道がなくなったのだけれども、まだ鉄道があった当時の写真や映像を集 めてドキュメンタリー番組をつくり、上映会を行った。これも砂川に関してもそういった こともできるのかなというふうに感じました。また、毎月2人1組で5つの集落を回って、 集落の人とコミュニケーションをとるために月1回恒例のお茶会を開いていた。その中で、 何が必要なのか、何が欲しいのか、どんなことに困っているのか、そういったことがたく さん聞けたということでございました。

今回は一部の方のご意見なので、行政側の話も聞いてみなくてはわからないなというふうには思っているわけなのですけれども、今後またそういった情報を聞いた上で、またご紹介する機会があればしたいなと思っておりますけれども、市長、いろいろご紹介してきたわけなのですけれども、市長の複数の募集に対する所見や地域おこしの制度に関するご所見など、もしあればお願いしたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 地域おこし協力隊について、3月議会でこちらのほうで何とか検討してみるというふうに答弁した内容でございます。この地域おこし協力隊、どう成功させるかというのは、市のほうが基本的に隊員の方に何を望むかと、それをしっかり明確にしておかないと混乱を起こすのだろうと。またそれを明確にした上で市がどのようにサポートできるのだと。または地域の人たち、団体がどのようにサポートしていただけるか、これらも含めてきちんとした考え方のもとで進まないと恐らく成功しないのだろうと、今経済部長は観光方面でというようなお話もございました。庁内で今検討している最中でございまして、そこをしっかりと煮詰めて、また他市のいろいろな問題点、これも整理した上でしっかりした形でやっていきたいなというふうに考えているところでございます。その辺が確立しない限り、何人募集するかというのは今の段階で申し上げることは差し控えますけれども、何とか機能するような形でやっていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 次に、企業誘致報奨制度についてなのですけれども、こちらはなかなか実績を求めるのは難しい。当然いろんなことをやったり助成金があったりするわけなのですけれども、それでも企業誘致というのは本当に難しいのかなというのは感じます。ただ、まちとして企業誘致に力を入れているぞというメッセージにはなると思うのです。いるんなまちの報奨金を見てみますと、推進員制度というものを設けて推進員をつくって、動いてもらって報奨限度額として1,000万円だとか、大阪の岬町だと500万円、潮来市も500万円、これはそのまちの市有地を含むか含まないかで、含む場合は500万

円、含まない場合は50万円とか、あとは情報提供のみに報奨を払っているまちもありまして、兵庫県三木市だと企業誘致の情報提供で5万円、成功報酬として1,000万円、上限ですけれども、そういった形でいろんなまちがそのまちのできる範囲で、ただ企業誘致を積極的にやっていますよという強烈なメッセージは受けるわけなので、そういったことも含めて今後検討していただければなというふうに思っております。

それでは、次の3番のほうの(1)、多くのベランダフェンスが破損して、189戸というわけなのですけれども、実際修繕に幾らかかったのかというのをわかる範囲で教えていただければなと思います。

- ○議長 東 英男君 建設部長。
- ○建設部長 金田芳一君 今回のベランダフェンスの修繕というふうなお話でございますけれども、現在修繕に要する費用につきましては修繕する業者に見積もりを依頼しておりますので、この場ではちょっとお答えできませんので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、この市営住宅につきましては、全国公営住宅火災共済保険に加入してございます。この保険につきましては、火災や自然災害に適用される保険でございますので、修理費の約4割支給されることになってございますので、この保険を活用しながら今回修繕のほうに対応してまいりたいと考えてございます。
- ○議長 東 英男君 多比良和伸議員。
- ○多比良和伸議員 今後も大雪が降るたびに恐らくああいう現象が起きるのかなと思うのですけれども、あれの根本的な理由というのを押さえていらっしゃる範囲で教えていただければと思うのですけれども。
- ○議長 東 英男君 建設部長。
- ○建設部長 金田芳一君 根本的な理由というふうなお話でございますけれども、現在市営住宅につきましては、ベランダフェンスは屋根、外壁の改修工事にあわせてベランダの材料の補強と強度あるものにかえてございますけれども、相手は自然でございます。先ほどもご答弁させていただきましたけれども、雪が多くて、その雪の重みによって耐え切れなく破損する、これが主な要因と考えてございます。
- ○議長 東 英男君 多比良和伸議員。
- ○多比良和伸議員 4割保険が出るといっても、それでも修繕費はかかるわけですから、 これを毎回雪害があるたびに繰り返すことになるのでしょうか。
- ○議長 東 英男君 建設部長。
- ○建設部長 金田芳一君 冬期間の間に職員によって順次パトロールを行いまして、雪庇とかつらら、これが大きくなったら事前に落とすような、先ほどもご答弁しましたけれども、そんなような対策を講じてございます。やはり自然でございますので、こちら努力しているのですけれども、多少なりとも自然の力によってこういったフェンス破損するというふうな状況がございますので、極力破損しないような工法を講じながら、また職員によ

るパトロールも強化しながら努力してまいりますけれども、仮に破損したら随時修繕を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 壊れている間に例えば中で火災が起きたとか、そういったときに避難はしごなり避難ロープなり、そういうフェンスに設置する。そういったことで、フェンスが壊れているのでフェンスごと落下したとか、最悪のことを考えればいろんなことが考えられますので、できれば壊れないような環境づくりというのもどんどん進めて、少しずつでも進めていかなければいけないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、遊具の更新状況なのですけれども、これから徐々に更新、来年度以降更新されていくということですので、最近遊具もいろんな種類が出ていますし、今の子供たちが安全でより楽しめそうな遊具を選んで設置していただきたいなというふうに思って、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長 東 英男君 辻勲議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前 1 0 時 4 8 分 再開 午前 1 0 時 5 8 分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

辻勲議員の質問を許します。

辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、2点について一般質問をさせていただきます。

1点目、介護支援ボランティア制度について。介護支援ボランティア制度は、65歳以上の高齢者が介護施設などで話し相手や片づけなどのボランティア活動を行うと換金可能なポイントが付与される仕組みであります。この制度は、地域貢献活動を通じた介護予防の推進により介護給付費や介護保険料などを抑制することが目的です。そこで、砂川市としての考え方、取り組みについて伺います。

2点目、24時間訪問サービスについて。介護保険で今年度から創設されている在宅介護の24時間訪問サービスについて、砂川市としての考え方、取り組みについて伺います。 以上、1回目の質問を終わります。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

〇市民部長 高橋 豊君 (登壇) それでは、初めに大きな1の介護支援ボランティア制度についてご答弁申し上げます。本格的な高齢社会を迎えている中で、高齢者の方々がみずから介護支援などのボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持や増進につながり、介護予防に資するものと考えられているところであり、このような状況を踏まえ、平成19年度に厚生労働省は介護保険制度の地域支援事業として、市町村の裁量によ

り介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことを可能とする地域支援事業実施要 綱の改正を行ったところであります。介護支援ボランティア制度は、高齢者が介護施設や 在宅等において要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った 場合に、社会福祉協議会などをポイントの管理機関と定め、当該活動実績を評価した上で ポイントを付与することとし、ボランティアをした高齢者は蓄積したポイントを換金する ことで、実質的に介護保険料の支払いに充てることができる仕組みであります。高齢者の ボランティア活動の充実を図ることは、みずからの介護予防の促進につながるとともに、 介護給付費の減少が期待できるほか、地域とのつながりや高齢者の互助、共助の意識の醸 成に寄与するなど、重要な取り組みと考えておりますが、既に取り組まれている自治体で のお話では、ポイントの管理機関の調整やボランティア活動中の事故への対応など検討を 要する課題があること、また砂川市が制度を導入しようとするときには、ボランティア活 動のニーズに合う対象者、実際に活動できる施設等のほか、ポイント換金の方法など制度 設計における課題も多くあることから、慎重に検討を行う必要があるものと考えておりま すので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、市内における有償によるボランティア事業 としては、社会福祉協議会が砂川市民ふれあいサービス事業を実施しており、認知症高齢 者とその家族を支援するボランティア組織であるぽっけも同様に有償によるボランティア 活動を行っているほか、NPO法人ゆうでもエコマネーと呼ばれる施設内通貨が付与され る有償ボランティア制度を行っております。また、このほか食生活改善協議会やいきいき 運動推進員といった無償のボランティア活動に取り組んでいる団体等が存在し、それぞれ 活発に活動されておりますので、高齢者が行う地域貢献を積極的に支援するとともに、こ れら団体等と連携を図りながら高齢者のボランティア活動の促進につなげてまいりたいと 考えているところであります。

続きまして、大きな2の24時間訪問サービスについてご答弁申し上げます。このサービスは、平成24年度に地域密着型サービスの一つとして創設された重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時訪問の対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護と呼ばれる介護サービスでございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供する介護サービスにつきましては、市内にある既存の訪問介護、訪問看護を行う事業所が利用者のニーズに応じてそれぞれが24時間対応できる介護サービスも提供されているところであり、現在のところこれらの介護サービスに係る需要はない状況にございます。今後も、訪問介護と訪問看護が連携することによる介護サービスの需要や在宅生活を進める上での効果などについて、引き続き注意深く動向を見守りながら分析を行い、必要に応じて検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目の介護支援ボランティア制度についてですけれども、今部長のほうから、る る制度についての説明をいただきまして、まさしくそのとおりのことでありますけれども、 この制度は、繰り返しになりますけれども、65歳以上の高齢者の方が介護施設などで話 し相手だとか後片づけなどのそういうボランティアを行って、換金可能なポイントが付与 されてという仕組みで、介護保険制度を活用しているということで、今部長さんのほうか らもお話ありましたように地域貢献活動にもなりますし、介護予防の推進にもなるという ことでお話がありました。そういった中で、他の市町村のお話もありましたけれども、私 も何点かそんなこともお話ししながらいきたいなと思うのですけれども、こういった事業 の流れとしては、例えば共通のポイント手帳を交付された対象者がそういった指定の活動 を行った場合に、1時間1ポイントあるいは1日2ポイントまで付与されて、年間でいく と50ポイント、例えば5,000円を上限に交付金を受け入れるというようなことをや っている自治体もあります。また、居住地以外の活動、あるいは60歳から64歳の活動 などに対しても商品を配付したりとか、そんなふうに、必ずしも規定がないというのです か、年齢においても幅があるように言われております。また、高齢者の外出を促すという こともあって、地域とのつながりの強化や健康維持を図ることがいいというようなことも 言われております。本当に高齢者が元気になる施策ということで、このことにおかれまし ては市長も常々言っておられますけれども、何とか高齢者が元気に、砂川が元気なまちに なっていくということで、なかなかこの近辺でもやっているところは少ないと思うのです けれども、ぜひそういった意味で砂川市が先駆を切っていければなというふうに思ってお ります。

それから、あるところでも、研修がやっぱり必要になっていくということでまず研修もされていくということで、介護を受けるためだけでなくて、介護を必要としないための予防ですね、先ほどもお話ありましたけれども、そういった取り組みもあわせ持っているということで、本当に高齢者の方でも健康な方というのはたくさん大勢いらっしゃいますけれども、先ほど言いましたように自宅から外出をするきっかけが持てない方もいるのでないかなというふうに私は認識しているのですけれども、そういった部分で高齢者の方という部分ではいろんな知識や人生経験もありますので、そういったことを地域活動として貢献していくということも大事でないかというふうに言われておりますし、私もそのように思っているところでございます。

それで、部長さんのほうから、今砂川市としてのゆうで行っているポイントのエコの部分とか、そういったこともありながらお話しいただきましたけれども、ちょっとわからなかった部分でぽっけという部分が出てきましたので、その点について、どういう内容のものなのかということを教えていただきたいと思います。

今お話ありましたように、これはいろんな制度をするとすれば、マイナス面というので

すか、どういうニーズの人がいるのか、対象の人がいるかというような話もありましたけれども、そういった部分で慎重にしていかなければならないというお話がありましたけれども、例えばモデルとしてやってみるとか、何かそういったような考えがまずないのかどうかお聞きします。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、2点ほどご質問があったかと思いますので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、認知症の支援ボランティア組織のぽっけが行っております有償ボランティアの内容でございますけれども、今このぽっけにおきましてはボランティア会員数26名在籍をしておりまして、その内容としましては家事の援助、外出の介助、通院介助、話し相手ということで、料金的には1時間600円ということになってございます。

それから、2点目でございますけれども、私のほうでご答弁をさせていただきましたいろいろ種々課題等を慎重に検討させていただくということについてでございますけれども、まずこのボランティア活動につきましては少なくとも施設入所ですとか、あるいは在宅ですとか、あるいは通院ですとか、いろんな分野で考えられるのですけれども、実際に希望される方においては、やはり研修というのももちろん大切なのですけれども、これが個人情報といいましょうか、例えば施設入所者につきましては顔見知りの方が自分が入所しているのをわかってもらっては困るというような部分もございまして、特に通所あるいは施設関係なく、今現在も市内のそれぞれの介護施設においてはボランティアを受け入れてはいるのですけれども、かなり制約をした中で登録をしていただいたり、幅を狭めてボランティアを受けているというような部分もございますので、ですからこの辺の個人情報の観点も少し勘案をさせていただいてということでご答弁をさせていただきました。

ただ、課題が多くて、それだけということではなくて、先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですけれども、例えばいきいき運動推進員さんとか食生活改善協議会の方につきましては無償でボランティアを行っていますけれども、こういう方々については特に要請があってボランティアを行っておりますから、ここで個人情報というのは余り考えられませんので、こういった分野で少し検討させていただきながら、65歳以上になって、これ年齢は定まっておりませんけれども、介護保険法でいいますと1号被保険者が65歳以上ということになっておりますので、65歳以上の方が人生の中で活発にボランティアを行うことによって生きがいを感じていただくと、そのことによって介護の給付のものを減らしていく、あるいはポイントをつけることによってその方々が介護保険料を多少なりとも軽減をされるというようなことになっていきますので、この辺につきましては少し私のほうでも検討させていただきたいというふうに考えております。

○副議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

〇辻 勲議員 わかりました。それで、特に1回目の部長の答弁にありましたように、

団体と連携をとりながらという話もありましたので、その点でお願いしたいなというふう に思っております。

それでは、2点目の24時間訪問サービスについてですけれども、これも今答弁のほう にありましたとおり全国でも1日1回ぐらいであった訪問介護を必要に応じて日中、夜間 を通じて看護師の方とかができるようにというようなことで、特に要介護者の方が住みな れた居宅で暮らし続けられるというふうにするのが目的だと思いますので、特に砂川にお きましても要介護1以上ということになりますと700人近くの方がおられますよね。そ ういった部分で、24時間対応のサービスが創設されたということは本当に前進でないか なというふうに思っております。地方の自治体においては、厚生労働省の調べによります と大体190ぐらいでないかというふうに見込んでいるようなのです。各市町村です。全 1,742市町村から見ると11%にすぎないのでないかというような試算もしているよ うなのですけれども、そんな部分でいろんな難しい、職員が非常に給与水準も低いだとか、 いろんな問題もあるのでないかなというふうに思っておりますけれども、そんな中で20 25年には要介護者に対応するには現在の2倍の介護の人材が必要というようなデータも あるように言っております。そういった部分で、今言いましたように自宅で本当に暮らし 続けたいという思いが大事でないかなというふうに思っています。その一方で、夜中に訪 問するということが受け入れてもらうほうもどうかというようなお話もありますし、そう いった時点で部長のほうから答弁あった中では、今現在ではそれほど需要がないというか、 今のところ必要な事業ができているというような部分ありますので、そういった部分で安 心はしているところなのですけれども、そういった中で今後検討していくというようなお 話、またいろいろ連携しながら効果について検証していきたいというお話もありました。 そういった部分で、もう少し砂川市においてのサービスの状況というものをちょっと、あ ればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、今ご質問ありましたサービスの内容ということですけれども、先ほどご答弁させていただきましたけれども、少し詳しくお話をさせていただきますと、訪問介護については日常のお世話をするということと、それから訪問看護につきましては医師の指示に基づいて看護師さん等が医療行為を行うということでございます。今は訪問介護と訪問看護、それぞれの事業所が対応しております。この対応している中身につきましても、ケアマネジャーがケアプランを作成して、それに基づいて対応しているということですので、今現在訪問介護につきましてもケアマネジャーが必要だということになりますと、定期訪問ももちろん可能ですけれども、随時訪問、つまり緊急の場合の訪問も可能となっております。それから、訪問看護につきましても、これもケアマネジャーが必要ということで判断をされた場合には定期訪問と、それから随時訪問、つまり緊急のときの訪問も可能ということになっております。ただ、実際には訪問介護と訪問看護とい

うのが区分けをされておりますので、24時間サービスになりますとここにオペレーターというのが中に入りまして、実際に訪問介護が緊急的に必要なのか、訪問看護が緊急的に必要なのか、そこでオペレーションする方を挟むと24時間どちらでも対応できますということですけれども、今現在砂川市においてもケアプランの中で随時24時間必要だという事例がまだ出てきておりませんので、こちらのほうにつきましてはそういうニーズがふえてきた場合にはその辺の部分は十分に検討させていただきたいと思いますし、ただ、今現在相談業務だけでいきますと地域包括支援センターがこの4月から相談を受けておりますので、本当に緊急性があるのかどうなのか、先ほど言いましたオペレーター機能はございませんけれども、相談としては対応させていただいているということでございますので、この辺も十分に視野に入れながら、ニーズがふえた場合に検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○副議長 飯澤明彦君 辻勲議員。
- ○辻 勲議員 最後に1点だけなのですけれども、今24時間の電話が一応されるようになったということなのですけれども、その辺のところ、どの辺の内容があって、どのぐらいあるかということをちょっとお聞かせいただければと思います。
- ○副議長 飯澤明彦君 市民部長。
- ○市民部長 高橋 豊君 それでは、地域包括支援センターの24時間の相談体制についてご答弁をさせていただきたいと思いますけれども、まずこの3月までにつきましては実際に事業所があいている時間だけ相談を受けて、休日、時間外については、これは留守番電話で対応しておりましたけれども、この4月からは携帯電話を常時地域包括支援センターの職員が持っておりまして、そちらのほうに休日、夜間転送されることになっておりますので、直接相談を受けられるという体制を組んでおります。この件数でございますけれども、4月におきましては休日が6件、夜間が2件、計8件、5月におきましては休日が2件、夜間が7件、計9件、合計17件という実績でございます。
- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- ○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を行います。

大きな1点目といたしましては、中心市街地の活性化についてお伺いをいたします。砂川市は中心市街地の活性化について、平成19年より中心市街地活性化基本計画に基づき進められてきました。しかし、その基本計画も本年8月をもって終了いたします。基本計画の進捗状況及び今後の中心市街地活性化についてお伺いをいたします。

1点目としましては、中心市街地活性化基本計画はその効果が求められており、砂川市でも主な事業概要と目標を掲げてきましたが、その達成状況について伺います。

2点目は、中心市街地活性化基本計画に基づく国からの補助金総額についてであります。3点目、中心市街地活性化基本計画の再認定についてを伺います。

最後に、4点目、今後の中心市街地活性化の方向性についてを伺います。

続いて、大きな2点目といたしましては、高齢者施策における町内会の役割についてを 伺います。国は、平成24年度介護保険法の改正において、高齢者が可能な限り住みなれ た地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように地域包括 ケアシステムの実現がさらに重要であると言っています。また、善岡市長もいろいろな場 面で高齢者を支える仕組みづくりには地域コミュニティの最小単位である町内会が大切で あると話されています。私も高齢者が元気で住みなれた地域で暮らせていけたらよいと考 えますが、今後の高齢者施策において町内会は何を望まれ、何をしたらよいのか、その役 割について伺います。

○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 (登壇) それでは、私のほうから大きな1、中心市街地 の活性化について順次ご答弁を申し上げます。

初めに、1点目、事業概要と目標達成状況についてご答弁を申し上げます。平成19年 8月に北海道内初の内閣総理大臣認定を受けました砂川市中心市街地活性化基本計画は、 本年8月までの5年1カ月を計画期間として、にぎわいの創出、まちなか居住の推進、商 店街活性化の3本を目標として、その目標達成を目指し、市立病院改築事業、特別養護老 人ホーム移転改築事業などの4本のハード事業、すながわスイートロード事業、地域交流 センター運営事業など12本のソフト事業の計16本の事業を展開してきたところであり ます。また、目標達成状況を把握するための指標として、まちなか平日通行量、まちなか 居住人口、小売業年間商品販売額を数値目標として設定をしています。お尋ねの達成状況 でありますが、16本の事業につきましては、ハード事業の南1丁目線拡幅事業がご承知 のとおり平成19年度に調査測量等を実施後、現在事業凍結となっていますが、他の事業 につきましては事業着手後順調に完了及び継続実施をしているところであります。また、 数値目標につきましては、にぎわいの創出の目標指標であるまちなか平日通行量は平成1 8年の数値である3,633人を基準値とした最終目標値4,400人に対し、平成24 年3月の最新値は3,723人、またまちなか居住の推進の目標指標であるまちなか居住 人口は同じく基準値を6,053人、最終目標6,200人に対し、最新値は5,865 人、さらに商店街活性化の目標指標である小売業年間商品販売額は同じく基準値157億 3,800万円とし、最終目標162億円に対し、最新値は150億1,700万円とな っているところであります。以上の状況から、現段階ではまちなか居住人口及び小売業年 間商品販売額に係る数値は、当初想定以上の人口減、景気低迷の影響などの要因も加わり 厳しい状況となっていますが、本基本計画の核事業である市立病院改築事業により集客機 能が向上し、さらに薬局複合ビルの建設によりバスターミナル廃止を補う施設の設置や耳 鼻咽喉科の開院に加え、民間活力による共同住宅の建設、市民の力を結集したNPOによ る積極的な企画運営を進めている地域交流センターゆうがポイント事業協同組合など地元 商業界と連携を進めるなど、各種事業がさまざまな効果を誘発し、まちなか平日通行量の 数値が改善に向かっており、今後の中心市街地における経済活動を活性化させる環境が整いつつあると判断しているところであります。

次に、2点目、計画に基づく国からの補助金総額についてご答弁申し上げます。中心市 街地活性化基本計画が認定されたことにより、市立病院改築事業が暮らし・にぎわい再生 事業補助金の対象となりました。現時点での市立病院改築事業終了後の補助総額は、約1 3億円となる予定であります。

次に、3点目、中心市街地活性化基本計画の再認定についてご答弁を申し上げます。さきにご答弁いたしましたとおり、砂川市中心市街地活性化基本計画は、平成19年8月27日内閣総理大臣認定を受け、平成24年8月をもって終了いたします。終了後については、内閣府より新計画を策定し再認定を受けることも可能という取り扱いが示されていますが、新計画を再認定する場合の要件は核となる新規のハード整備事業が必須条件であることや、目標もさらに高く設定することとなっています。以上のことから、当市の中心市街地活性化基本計画は予定していた各事業についてほぼ順調に展開していることにかんがみ、再認定を受ける新計画は策定しない方針であります。

次に、4点目、今後の中心市街地活性化の方向性についてご答弁申し上げます。本計画 が8月に期間の終了を迎えた後、3カ月以内に計画の達成状況や進捗状況などを検証、分 析する最終フォローアップを実施し、内閣府に提出することとなっております。この最終 フォローアップは、平成19年8月に内閣総理大臣認定を受けてからの5年1カ月の総括 となり、フォローアップの提出をもって砂川市中心市街地活性化基本計画の締めくくりと なります。今後は、最終フォローアップの作業を進めるとともに、現計画策定時に設立さ れ、民間団体を主として組織されている中心市街地活性化協議会を現計画終了後も継続し、 同協議会を中心に協議を進め、砂川市独自の計画を策定し、第6期総合計画のまちづくり の重点課題であるまちなか活性化の推進として、さらなる中心市街地活性化を目指してい きたいと考えているところであります。また、新たな計画の方向性につきましては、6月 5日に開催された中心市街地活性化協議会において現段階の現状分析をもとに、新計画に おいても商店街活性化を主たる目標に置いていくことが確認されました。今後は国や北海 道との連携を強化し、各地の成功事例、失敗事例や支援制度などの情報を積極的に調査収 集し、地域商店街活性化法に基づく事業を実施し得る商業界の組織の育成や、個店の魅力 を創出し、消費者の満足度を向上し、購買につなげる施策の検討、実施を進めてまいりま す。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

〇市民部長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私から大きな2の高齢者施策における町内会の役割についてご答弁申し上げます。

厚生労働省は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括 ケアシステムの実現を目指しております。この地域包括ケアシステムは、高齢者が要介護 状態になっても可能な限り住みなれた地域において継続して生活できるよう、介護、医療 等のさまざまなサービスが適切に切れ目なく提供できるような地域での体制であり、地域 包括支援センターがその中核的な役割を担っております。砂川市では、平成22年度から 2 カ年にわたり、国のモデル事業である地域包括ケア推進事業に取り組んでおり、地域包 括支援センターがその事業の一環として、市内88町内会の会長や役員の方々に砂川市見 守りガイドブックを配布するとともに、高齢者で何か気になることがある場合は地域包括 支援センターに相談いただくよう直接お話をさせていただき、さらに詳しい説明を求めら れた町内会には後日説明に伺っているところであり、地域包括ケアシステムに必要な環境 づくりに努めてきたところであります。この地域包括ケアシステムを住みなれた地域で円 滑に進めていくためには、地域包括支援センターのみならず、さまざまな関係者による見 守りや気づきなどの支援が必要な状況が考えられます。また、町内会では親睦行事や福祉 活動などさまざまな活動を通して地域のつながりを深め、地域コミュニティの活性化が図 られており、そのような環境の中で安心して暮らすことができる地域づくりに取り組まれ ている町内会の存在は大変重要なものと考えているところであります。現在、地域で高齢 者を見守る仕組みづくりに向けた作業を進めているところであり、町内会連合会を初め、 民生児童委員、NPOなどといった地域の中で高齢者と密接にかかわることが予想される 機関、団体等の役割につきましても、事前の協議を含めて早急に検討することとしている ところであります。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まずは、1点目の中心市街地の活性化についてお伺いをするのですが、これまでのいろいろな施策等についてはほぼ大体順調に終わってきたと、ただやっぱり目標数値の部分で相当目標を下がってしまっているということがあると思います。今るる審議監のほうから説明ありましたけれども、特に居住人口あるいは大事な商店街の小売年間商品販売額というのは最初の平成18年よりも下がってしまっている。目標数値どころか下がってしまっているという状況があるのはとても残念だというふうに思うのですけれども、そもそもその要因というものがどういうところにあったのかということをお伺いするのです。

それから、今回中心市街地活性化というのはソフトばかりでなくハードという面でもとてもいろいろやってきたのですけれども、1つ気になるのは、南1丁目線のJRのガードの拡幅だけが、今回計画にのせたけれどもできなかったというお話がありました。さて、これが今凍結状況になっているのですが、市長、これはこの計画が終わっていく段階で、凍結いいのですけれども、どうしていこうかなというふうに思っているのかをまず、目標達成をされていないこの部分今後どうするのかということをちょっとお伺いをします。

そして、この計画をもとにしてどのくらい国からの補助金が来たのかということについては、13億円というお話が今ありました。13億円というと病院の補助金全部という話

で、まさか中心市街地活性化基本計画が病院の補助金引っ張るための計画だったなんてい うことではないと思うのです。ただ、結果的に言うと、せっかく補助金がいろいろもらえ るのだけれども、病院の建てかえだけの13億円というのは今ご説明があったものですか ら、その辺のところはどういうふうに理解をしていけばいいのか、病院のための中心市街 地活性化基本計画だったのかどうかということなのですけれども。

続いて、今後はもう再認定をしないのだというお話がありました。つまり新しい方法で中心市街地活性化を何とかしていくのだという意思のあらわれだと思うのですが、実は今後のというお話の中でちょっと不思議に感じたのが、私が昨年の6月に一般質問で同じような質問をしているときに、隣に座っていらっしゃる経済部長は、今後中心市街地活性化基本計画が終了した段階でどうしていくのですかというお話を聞くと、通常だと補助金が3分の1が今度3分の2になるいいメニューである地域商店街活性化法に基づく事業計画を中心にやっていきたいというお話がありまして、今の審議監のお話だとその辺の流れというのは一個も出てこないのです。今回は2人部長制みたいな感じになってきていて、ちょっと答弁のすれ違いがあるものですから、今後も中心市街地活性化は非常に大切な部分で、基本計画が終わってどうしていくかという、この大事なスタートラインですので、お二人の答弁の違いというものを少し整理をしていただきたいなというふうに思います。まず、ここで質問を一回終わります。

- ○副議長 飯澤明彦君 市長。
- 〇市長 善岡雅文君 (登壇) 南1丁目線の問題については、私のほうからご答弁を申 し上げます。

中心市街地活性化基本計画、これは砂川市をもう一回再生しようと、12号線、JR、そして石狩川と細長いまちをもっと中心街を幅広いまちにしようと。そのためには核になる施設、交流センター、さらには福寿園、そして道営住宅、公営住宅、まちなかの居住をふやそうと、自由通路で東西をつないでいくと。その中の一つの計画としては南1丁目線のガードの問題、乗用車しか通れないと、消防車も通れるようにしようと、それは当然この計画の核になるものでございまして、菊谷市長もその点を考えて、何とかこれをやろうということで盛り込んだものというふうに思っております。私自身は当時財政担当でございますから、10年を要する工事、交付税もどうなるかわからない、その中で本当に大丈夫なのだろうかと、これはまちづくりというよりは、当時私は財政担当として持続可能な将来の砂川市を考えた場合にすごく不安であったと。しかし、市長がその計画の中でそれをやるというのなら、我々はそれを進めていかなければならないと。その理念は正しかったと思います。ただ、残念ながら民主党政権下の中でコンクリートから人へと、長期の補助は認めないと、認めるのも2年程度。ましてや、ガードと河川の切りかえ、これ計画では10年、JRの診断だけで2年かかると、そこまでの補助を見込めないということから、菊谷市長は当分の間これを凍結すると。今の補助制度の中ではやりたくても現実的にはや

れないというのが実態でございまして、これはやはりあの計画をつくった以上は将来的にここの問題を解決しない限り、駅東部を含めてにぎわいを創出するにはやっぱり阻害要因になるだろうというふうには考えておりますけれども、残念ながら今の段階ではそれをやるすべがないというのが実態でございますので、その辺でご理解を願えればというふうに思っております。

- ○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。
- ○経済部審議監 田伏清巳君 では、3点ご質問いただきましたので、ご答弁申し上げます。

初めに、1点ちょっと訂正をさせてください。私の1回目の答弁の中で、まちなか居住人口の基準値を6,053人と申し上げましたが、6,052人に訂正をお願いいたします。

まず、その目標達成の見通しの中の3点の中で目標指標というのを、これは一つの目安 として設けておりますが、この中で特に小売業の年間商品販売額がなかなか目標までいっ ていないどころか当初の基準値よりも下がっているという状況になります。まず、目標値 の162億円なのですが、この設定の仕方は平成13年当時の小売業の商品販売額を目指 しましょうというストーリーになっています。平成13年というのは、砂川の中心部にあ りますアイアイが再開発で完成をした年でありまして、そのときの砂川市の中心市街地の 勢いを目指しましょうということを内閣府と相談をさせていただきまして、決して低くは ない目標ではありましたが、設定をいたしました。ただ、残念ながら平成18年当時の数 値よりも最新値は下がったという状況なのですが、分析としましては決して下がった原因 を外的要因のせいにはしていけないというような基本ルールもありますけれども、一つの 分析として考えているのは、平成18年から今に至るまで、砂川市を含め、砂川市で主に 買い物をしてくださっていると想定される歌志内、奈井江、そして上砂川の人口が約2, 540人減少しております。現在の砂川市の1世帯平均値の2.1で割り返しますと、1, 209世帯が転出、もしくはいなくなってしまったという計算になるのです。そうします と、1世帯の1カ月当たりの食料費が空知でいきますと1カ月6万から7万と言われてい ます。これを1,209世帯に、6万円としましょう、掛けて12カ月を掛けると単純に 8億7,000万円という数字が出てきます。ただ、この皆様が全部砂川で買い物をして くださっているとは限らないので、仮にそれが5割の方たちと想定しても、既にそれで4 億から5億の数値が下がっているというふうに考えられます。これがまず外的要因の一つ なのかなというふうに考えるのと、さらに景気の低迷ということもありまして、通行量等 はふえているのですけれども、個々のお客様の買い物の単価が下がっているのではないか というふうに考えられますが、この点はまだちょっと分析達成までいっていませんので、 これから聞き取りなんかをしなければならないのかなというふうに考えているところでご ざいます。

それから、この計画は市立病院のためだけの計画だったのかということでございますけれども、ストーリーといたしましてはあくまでも最終目標は商店街の活性化であります。そのためのストーリーとして、まずハード事業を整備しましょうと、それは市立病院をしっかり建築をして、そしてその市立病院を建てる場所にあった福寿園や市民会館を駅東部に持っていって、駅東部開発をし、さらにそこに道営、市営住宅を建てて、病院のスタッフには怒られるかもしれませんけれども、商店街としましては市立病院を集客施設と見て、駅東部と市立病院に集まった集客、お客様をソフト事業を仕掛けて中心市街地に持ってきましょうと、そして購買力をアップしましょうと、こういう計画になっておりますので、これは必然的に市立病院の建築なくしてはストーリー成り立ちませんので、決して市立病院がしているのではなかったというふうに私どもは考えております。

続きまして、再認定しないという中で、地域商店街活性化法はどうしたのというご質問なのですけれども、この活性化法が非常に重要な商店街の支援策であるという認識は私も同じです。それは栗井部長と全く同じ考えを持っていますが、ただ考え方の一つとして補助金ありき、支援ありきのソフト事業というのは、私の今までの経験値からいいますと決してうまくはいかないケースが多い。補助金があるからこういう事業をやりましょうという順番ではないのです。まず先に、自分たちは商店街活性化のためにどうしたらいいか、どんな事業をやったらいいかということをしっかり消費者の皆さんと商店街と練って、そこで出た事業に合致する補助はないのかと、そういう探し方になると思うのです。その中でいきますと、この地域商店街活性化法というのは非常に支援策としては有効なものではないかというふうに考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。 午後1時まで休憩します。

> 休憩 午前 1 1 時 5 0 分 再開 午後 0 時 5 9 分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 昼休みを挟んだので、ちょっとあれなのですけれども、頑張ります。

まず、中心市街地の関係ですけれども、せっかく市長が出ていただいて、南1丁目線の ほうは今はやれる補助金がないので、今のところはやるすべがないというようなお答えだ ったのですけれども、これ中心市街地活性化に入れてやったものなのですけれども、いつ までも凍結しておいてはまずいかなというふうに思っているのです。ここに、余り南1丁 目線に今突っ込んでいくつもりはないのですけれども、まず凍結するという一つの理由が、 この基本計画の中でどうしてもこれを入れなければならないというような事情が僕はあっ たような気がするのです。たしか南1丁目線のガードをやるには30億、40億でしたか、 市長が言ったように10年間かかるというようなことで、財政に砂川市内で最も強い市長ですから、市長が立ってこられたので、南1丁目線はやめますと言うのかなと実は思ったのです。でも、凍結はそのまんまいくということなのですが、凍結しっ放しだと何も事業って起こらないですよね。例えば三吉橋というのでしたっけ、ガードからちょっと上がったところはもう橋ぼろぼろ。だけれども、あそこというのは、この拡幅工事が必ず伴ってあそこを整備すると言ってきたものだから、凍結やっている間はあそこは絶対工事にかからないという状況になると思うのです。こういう状況は、凍結というのはもうそろそろ、市長、やっぱりどっちかにかじを切るというような形をとられたほうが、せっかく基本計画が終わるこの時期ですから、私はそう思うのですけれども、答弁あれば答弁でお願いします。

それと、今回のこの基本計画に関しては、病院の補助金だけではなかったのだと。病院の補助金のためであっても全然僕は構わないのです、13億円も病院で補助金もらえたのだとすれば。ただ、この基本計画というのは中心市街地の活性化のためであったわけですから、よりそっちの方向で進まれてきたらよかったなと思いつつも、やっぱり数値目標が大分達成されていないという状況を考えると、もしかするとこの目標数値というのが高過ぎたのではないかと思うわけです。身の丈のことをやってしまって、現実的には18年で策定のときよりも数値が下がってしまっているというこの現状を今後どういうふうに生かしていくのか、あるいはどう見ていくのかということをきっちりやっていかないと、目標数値に達していないからってみんなががっかりするような内容でもないのかなと。まず現実というものをどういうふうに今後とらえていくのかというところを、この目標値が達成できなかったということについては少しお伺いしたいと思っております。

そして、今後の協議会、あるいは中心市街地活性化の中心になるということは、お二人の部長さんの私に対する答弁が違ったというお話はしたのですけれども、審議監は上手に答えられて、こっちが基本であるけれども、もし補助金が多く取れるような、そういうメニューになったときにはこれを使いますというようなお話でした。ただ、それはいいのですが、今後それぞれがどういう団体あるいはどういう組織をもってして中心市街地あるいは商店街の活性化をしていくのかということが、それぞれ法律に基づくものは受け皿が必要だし、今審議監がおっしゃったように今後も協議会を続けていくというようなお話もあったので、こちらがダブルで同じようなメンバーがもしかして両方の協議会あるいは集まりに参加するというようなことになると、なかなか1本の筋道ができないのではないかというふうに思うのですが、その辺のところ、協議会の今後ということも含めてもう少し詳しくお話しいただければと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 南1丁目線の関係でございますけれども、凍結の考えをやめるというか、やらないという考えには立ってございません。やはり駅東部開発をした以上は、あ

そこが砂川市のネックになっていると、その考え方は、これから世の中どう進んでいくかはわかりませんけれども、再度またそれらが復活することも考えられると。やっぱり基本的な物の考え方で行政は進んでいかないとまずいと思うのです。その場、その場で、これは補助もないのだから、おろすかと、まちづくりというのはそういうものではなくて、あそこは消防車も含めて、駅東部開発した以上は必要なものであるという考え方で行政は基本をきちんと踏まえて進んでいかなければならないものだというふうに思っております。

それと、三吉橋は、南1丁目線とは関係なく、常に市の橋については長寿命化計画をつくりまして順次直していくという考えに立っておりますので、先ほどの考えはちょっと違うかなというふうに思っておりますので、よろしくご理解を願いたいなというふうに思います。

- ○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。
- ○経済部審議監 田伏清巳君 2点ご質問いただきました。

まず、数値目標の部分なのですが、内閣府と当時平成18年、19年、計画をつくるときに進めていたスタッフの中の私一人でありまして、内閣府の砂川市担当とのやりとりは私が受け持っておりました。当時内閣府のほうの状況を申し上げますと、旧中心市街地活性化基本計画が全国で600以上提出されたと、これは当時の旧中活は経済産業省に提出をすればよかったという状況だったのです。これは、あくまでも経産省のほうの分析なのですが、そのうち成果を見た、成功したと言われるのは6%から7%ではないかという非常に低い数値です。成功率をそういう見方をしていました。ただ、どこにその成功の基準を置いているかはちょっとわからないのですが、その要因としては絵にかいたもち、何でもかんでも突っ込んだというような計画が多かったからだというような分析をしていました。さらに、今度新中活法に基づいて計画を提出するときには内閣総理大臣認定を受けなさい。そのためには、まず絵にかいたもちというのは基本的にはだめなのですよと、必ず挑戦する、着手をするというところに持っていきましょうと。さらに、旧中活法のときにはなかった数値目標というものを設定しましょうと。旧中活では数値目標なかったのです。これを新中活法においては、必ず数値目標を設定しましょうというストーリーになっていました。

当時私どもが中活をつくると手を挙げたときには、まだ全国でも認定を受けていたのは 青森市と富山市だけだったのです。内閣府の担当のほうも、その設定値をどこまで持って いくかというところで非常に厳しいラインで高目に持っていきたいという意向がありまし た。この小売業の売り上げの部分につきましても、私どもは当初は何もしないで黙ってい たらどんどん下がる一方なので、砂川市のほうとしては市立病院や駅東部を仕掛けて、そ してさらにその集客を商店街に回遊してもらって買い物につなげるということで、現状を しっかり維持すると、俗に言う下げどまりですね、下げどまりという考えでいきたいとい うお話をさせていただきましたが、内閣府の担当者からは新中活に関しては下げどまりと いう言葉はあり得ないという大変厳しいご指導をいただきまして、もっと理論的にきちんと構成しましょうということで、先ほどの平成13年度の数値というのが出てまいりました。ですから、私どもにとっても決して低くない数字だとは思っております。それは認識をしているところであります。ただ、今回の内閣府のほうの最終フォローアップの直前の数値につきましては、確かにうちは目標値まで達成していませんし、基準値よりも下がっているという部分あるのですけれども、砂川は健闘していると、この小さなまちの中でここまでしっかり基盤整備をして、ソフト事業も仕掛けているので、健闘している部類だと思いますよという言葉はちょうだいをしております。ですが、私どもはだからこれで新中活が大成功だったという気持ちはさらさら持っておりません。

2番目の協議会といいますか、今後のメニューづくりどうするかというところにつなが っていくのですけれども、先ほど地域商店街活性化法の絡みもありましたけれども、まず 補助金ありきではないと申し上げたのは、私砂川の商店街の皆さんは大変頑張っていると 思います。売り上げの成果は上がっておりませんけれども、例えば空き店舗がふえてきた 中で、協力し合って店舗前をみんなで除雪をしたり、それから先般4月の後半には中心に あります正和商店会、駅前商店会、中央市場の商店会の皆様が共同で朝早く出てきて一斉 清掃をやってみたりだとか、いろいろなことを仕掛けているのです。ただし、お客様から の声を聞くと、やっぱり個店個店には非常に入りづらいのだと。だから、非常に頑張って いて、お店もきれいにしていて、接客もよくて、商品もこだわっているお店がたくさんあ るのに、そこが見えていないのです。入っていないので、購買につながらないという部分 もあるのです。ですから、まず今やらなければならないことは、商店街の皆さんと消費者 の皆さんとしっかり腹を割って話し合って、消費者の皆さん何を求めていらっしゃるのか、 商店街の皆様は今よりもさらにどこを強化したらいいのかというところを改めて分析をし ましょうということをこの間中活協議会でお話をさせていただきました。そこで、方向性 なのですけれども、商店街の活性化という言葉が私は逆に何かネックになっているような 感じがしているのです、十数年商業界にかかわっていまして。そこには消費者の皆様の満 足度をどうやって向上させるか、消費者満足度向上という部分に視野をしっかりスライド する、移す、そこを持っていけば、今のうちの商店街の皆様の力量、それから個人個人の 資質を考えれば、もっともっとすてきな商店街になるのではないかなと思うのです。そこ ら辺を中活協議会のほうでしっかり練って、基盤をつくって、きれいな、きれいなという のは清潔なという意味ですね、ゴージャスなという意味ではありません。清潔なお店、そ れから商品へのこだわり、そして接客を強化し、それを発信しなければならないと思うの です。今空知の中でこんなに中心市街地にお客様、人が集まっているまちはないです。砂 川突出していると思います、駅東部と市立病院中心にして。そこの皆様を含め、それから ふだんから暮らしていらっしゃる皆様、そして近隣の市町村9万ありますから、9万人の 皆様にいかに砂川の商店会の魅力を発信するか、これをもうちょっと強化したほうがいい

のではないかなと。その上で、このさまざまな補助金に持っていくというふうなストーリー、方向性を考えています。

協議会のほうの構成なのですけれども、解散せずにそのまま持っていきますが、これも協議会の中心の方と話し合っておりますが、さらに商工会議所の中の部会の方たちが出てもらえるようなものにしてはどうか。今協議会の構成が商工会議所さん、それから砂商連さん、NPO法人ゆうさん、すながわスイートロード協議会さん、そして観光協会さん、JCさん、消費者協会さん、こういうメンバーが入っているのですが、例えばここにポイント事業協同組合、ふくろうカードさんですとか、それから会議所内の組織ではありますけれども、これはまだその団体にお話ししていないので、案だと思っていただきたいのですが、会議所の中の商業委員会の皆様ですとか、それからYEGですか、会議所青年部の皆様、こういった皆様にもお声がけをして入ってもらおうではないかというような構想があります。こういう皆様と今のような考えをしっかり練っていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

〇小黒 弘議員 これからの中心商店街あるいは中心市街地の活性化というところに絞っていきますけれども、今の審議監のお話ですと、まずは消費者満足度をアップしなければいけないのだと。それは当然そうだと思うのですが、これは各個店がどれだけ努力できるかということで、皆さん個人個人商売やっていることですから、自分の商売のことについているんな人がおまえのところの満足度おかしいぞなんていう話が実際これからちゃんと話し合っていけるのかどうか。本当に自分の商売がもうかろうともうからないとは、その商店が考えるべきことだと私は思っているのです。

その協議会のあり方ということですけれども、どうも今の審議監のお話を聞いていると ソフトのことばかりのような気がするのです。今後もし行われる協議会があるとすれば、 ここではハードの部分というのは話し合っていかれないのかどうか。

○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 将来的にはハードの部分も出るのかもしれませんが、私ども今考えている方向性としては、まずはソフト部分をしっかり定着したものを進めていきたいということと、それからあくまでも商業界の活性化が大事なので、これは一商店の魅力アップというのは絶対必須状況だと思うのです。私は、砂川の商店街が頑張っていないとは思っていません。先ほど申し上げたとおり、皆様本当に頑張っていらっしゃいます。ただ、まだまだ改善の余地、強化する余地があるのではないかと。そこを商業界同士で、おいおい、おまえの店はというのではなくて、それもありでしょうけれども、消費者の皆様たちの声をしっかり前を向いて聞くというような体制をコーディネートするのがこの協議会ではないかなというふうに考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

〇小黒 弘議員 協議会のこの位置づけなのですけれども、以前はきちっとした法律に基づいてつくられた協議会なのです。ところが、今後これからやっていこうとするものは、中心市街地活性化基本計画というのはもうなくなりますから、この協議会というのはどういう位置づけで行われていくのでしょうか。

- ○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。
- ○経済部審議監 田伏清巳君 議員さんのおっしゃるとおりで、これは今の協議会は8月の末までは法的に基づいた国認定の協議会になります。これからは、計画が終了いたしますので、砂川市の任意団体という形になりますが、構成的には砂川市と商工会議所がしっかり核になって進めていく団体というふうに考えております。
- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- 〇小黒 弘議員 市長は、中心市街地あるいは中心商店街というものの活性化というのは とても大事だというふうには思われていますよね。
- ○副議長 飯澤明彦君 市長。
- ○市長 善岡雅文君 中心街という言葉がいいのかどうか。私は、どちらかというと、も ともとあの計画は商店街の売り上げの向上を目指したものであったというふうに理解して ございますけれども、言葉の遊びをする気はございませんけれども、これから超高齢化社 会を迎えるに当たっては、何とか個店は頑張って残っていていただきたいと、地域公共交 通のあり方も変わってくるでしょうと、車社会からも脱却するでしょうと、その中で生き る活路を、今一番大変な時期かもしれないと、だけれども何とか個店は残っていただいて、 そのときに高齢化社会での活路を見出していただきたいというのが私の基本的な考えであ り、高齢者を支える中での一つのテーマでもあると。その手法はいろいろあるのでしょう けれども、それらを踏まえると、私は名称にそんなにこだわらないのです。いかに商店街 が元気よくやって、元気よくとまでいかなくても、生き残ってやっていくのかと、そこの ところを民間のそれらの人たちも踏まえてしっかり考えていただきたいと。行政が考える のはできるのです。お金も出せます。ただ、それだけではやっぱり実のあるものにならな いと、自分たちも本当に真剣に考えていただいて、その中から生き残り策を見出してほし いと。頑張っている個店もしっかりあります、将来を見据えて。それを商店街が共有して いただきたいと。そのきっかけづくりは、やはり行政もしっかりサポートしているのだぞ と、そういう姿勢を商店の人たちにわかっていただきたいし、そういう方向で私は持って いきたいと。ソフト事業ってさっき論議ございましたけれども、私自身はソフト事業でも ハードでもいいのだと、生き残るためのスタイルであれば。それが費用対効果という問題 は出てきますけれども、何とか残すのだというのが行政の私の基本的な考え方で、アプロ ーチの仕方はそれぞれ審議監なり民間の方といろいろ協議していただければなというふう に思っています。
- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

〇小黒 弘議員 市長の思いがわかったのですけれども、であれば、今まで法的にきちっと決められてきた協議会、それをそのまんまかメンバーがかわるかわかりませんけれども続けていこう、それが今後の中心市街地、商店街の活性化の計画をつくったりとか、もとになるものだとするならば、これ任意団体ではまずいと思うのですが、その辺のところは審議監はどういうふうにお考えですか。

- ○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。
- ○経済部審議監 田伏清巳君 それは、国の認可を受けるべきだというご質問でしょうか。 確認です。質問ではありません。反問ではありません。確認しています。そういう意味で しょうか。
- ○副議長 飯澤明彦君 質問の趣旨をもう少し詳しくお話しいただければ。
- ○小黒 弘議員 僕が言うのは、これから中心的に、これ時間とめてくださいね、同じこと言いますからね、いいですか。これで時間はかられたらたまりませんよ。

これまでは、法律で定められてきた協議会が話し合いをしてきました。これがもうなくなってしまいます、法的な根拠というのが。だけれども、同じようなメンバーで同じような協議会をそのまんま今度続けていこうとしていらっしゃる。もう任意団体だとも言っていらっしゃるのです。そんな無責任でボランティアっぽいような団体で、これから中心商店街あるいは中心市街地の活性化に皆さんが頑張って話し合いをしていけるのか、どうですかという、その協議会の位置づけはこれでいいのですかという質問です。

- ○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。
- ○経済部審議監 田伏清巳君 私の任意という言葉に小黒さん反応されたと思いますけれども、任意というのはあとは民の方で好きにやってくださいという意味ではございませんで、国のほうで法律に基づいた協議会ではなくなったということで、砂川市で任意でつくるという意味です。ですから、先ほど答弁の中では砂川市と商工会議所が中心となってやっていくと申し上げました。
- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- ○小黒 弘議員 ここをしっかりしなければいけないと思うのです。地方自治法では、市の附属機関、ちゃんと諮問したり、そこでいろいろな検討するという機関は条例で定めて費用弁償を出すということが決められているのです。ところが、最近要綱だけで決まって、大事なことを市民の声を聞くという場が多くなり過ぎていると、うちの市はそう思っているのです。特にこの中心市街地、これから活性化のために頑張ってもらって、いろんなことを話し合ってもらうような、この団体はきちっと条例で決めて、費用弁償も出して、しっかりとした協議会という位置づけが私は必要だと思いますが、市長はどういうふうにお考えでしょうか。
- ○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。
- 〇経済部審議監 田伏清巳君 現時点では条例を定めて費用弁償を出す考えはございませ

ん。というのは、位置づけは、それはやる気さえお互いにあれば軽い、重いは関係なく、熱意はお互いに伝わるものだと思っているのです、官も民も力を合わせて。となりますと、市役所と会議所が力を合わせてやろう、さらに民の皆様も一緒にやっていこうという位置づけにしているわけですから、そこが条例があるかないかというのは私は余り重くないと思うのです。費用弁償のことに関しましても、先般申し上げたのは、登録上は例えば商工会議所であれば会頭さんの名前になるでしょう、それからスイートロード協議会であれば堀江会長の名前になるでしょうとなるのですけれども、会議に出てくる方は複数の人間出ましょうという話をしています。例えば消費者協会も代表の方だけではなくて、意見をたくさんお伺いしたいので、できれば5人でも10人でもどんどん会議のときに来てくださいという話をしていますので、そこに費用弁償という考えは残念ながら私は持っていないのです。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

〇小黒 弘議員 審議監の考えはいいのです。私は市長に、中心市街地あるいは商店街、これを活性化してもらわなければ困るのだという思いが強いならば、こういう団体、今まで何回ありましたか、どれだけの話し合いをしてきましたか。いつも同じことが繰り返されてきたように私は思っています。であるならば、ここでちゃんと位置づけをしっかりして、皆さんにもその気持ちでこのまちの活性化を考えてもらうという協議会にするべきだと私は思っているのです。市長、お答えはありませんか。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 ちょっと出番が多いような感じもするのですけれども、あえてご指名でございます。

地方自治法の話が出ましたけれども、地方自治法で言う附属機関というのは、市長がある問題について論議をしてほしいと、一定の方向性を出して、それを市長に答申してもらうというのが自治法上の趣旨でございます。今中心市街地活性化協議会がその趣旨かどうかというのは、私はここでは問いませんけれども、一応自治法上はそういう決まりがございます。私は、法的であろうがなかろうが、目指すところは同じであって、法律で設置された場合については国の補助がつくと、任意の場合については国の補助がございませんと、しからばどうするのだと、それはもし必要であれば市の金でやればいいのだということで、自分たちのことは自分たちで決めていくという観点であれば、ここは民間の方と行政の方とお互いの特性を生かしながら、本当に生き残っていくのだというものをつくっていただければなと。それで、過去の話をされています。私はそこまで深くかかわってございません。ただ、私の姿勢としては、商店街にも、変な話になりますけれども、助成措置をしたと、その趣旨というのは、商店街の生き残るための心意気を見せてくださいというのが私の思いでありまして、どこに使う使途も私は決めなかったと、補助金のあり方としては本来そういうのはないのであります。何々に使うから助成すると。だけれども、私はここで

一回区切りをつけて、ちゃんとしたものをつくっていこうと、それが砂川市の生き残りだという思いでございますから、小黒議員さんはそこの費用弁償がどうのこうのとか、そういう自治法を持ち出されると私もとても困るのですけれども、そういう趣旨ではなくて、ここで一回新しいものをつくりましょうということでよろしいのではないでしょうか。 〇副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

〇小黒 弘議員 市長がよろしいのなら、それでいいのです。そういうまちでしかなくなってしまうのですから。ただ、それだけの意気込みでやっていかなかったら、今の砂川はつぶれますよ、沈んでいきますよ。今ソフトの話ばかりが出ていますけれども、僕は今の駅前、駅おりて、あの暗い状況、あるいはパチンコグランドが火事になってからのあの広大な空き地。あるいは、今後商店街というのは本当に後継者がいなくて、どんどん、どんどん刃こぼれ状態になっていくのではないかと思うのです。では、果たして、商店街を集約していろんな形でもっとハードのこともこの協議会でぜひとも話し合っていただきたいし、中心市街地のエリア、今までとても広いエリアでやってきましたけれども、本当にこのエリアの見直しをしなくていいものなのか、どこに力を入れていかなければいけないのかということをもう一回考え直さなくていいのか。僕が前から言っている中心市街地、商店街に高齢者のふれあいサロンや包括支援センターの移設はいいのかとか。ソフトの顧客満足度は本当に大事です。だけれども、この形、姿、今の現状の砂川市のまちなかが今でこのまんまで本当にいいのかということを含めて、ぜひこの新しい組織で話し合っていただきたいというふうに思います。ここで何かご所見あれば、審議監でも結構ですけれども、お答えください。

○副議長 飯澤明彦君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 当然今小黒さん申し上げたご意見というのは、既に中心市街地活性化協議会のメンバーからも、そういうところもテーブルにのせましょうという話になっておりまして、今後新計画、名称はどうなるかわかりませんが、形もわかりませんが、進めていく中で話し合いのテーブルに上がるものというふうに認識をしているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後に1つだけです。私札幌の円山というところに見に行ってきたのですけれども、1階が市場になっています。お魚屋さんがあったり、野菜屋さんがあったり、2階にグループホームがあって、3階、4階、5階、高齢者用の高齢者住宅というのがつくってあるビルがありました。こんなのが、これから高齢者がとても多くなる砂川市、商店街も、それからお年寄りも喜ばれるというようなこんなような施設がまちの真ん中にできたらいいなというふうに思いつつ、次の質問に移らせていただくのですが、次は高齢者施策における町内会の役割ということで質問しております。先ほど市民部長のお答えはごくごく一般的なお話でしたが、本当に町内会ってこれから高齢者のために何をしてあげら

れるのかということを、今回は提案がほとんどないのです。提案がないまんまで、何を本当にしたらいいのというところを教えていただきたいなと思って、本当の意味での質問なのです。先ほど見守りというお話も出たのです。これもよく出てくる。町内会がやることの見守りというのですけれども、僕らは町内の人間というのは、さっきの話とつながるようでつながっていないけれども、つながっているのですけれども、何の根拠もないのです。法的にも何にも、町内会というのは。みんなたまたまそこに住んだ人たちが組織をつくって、みんなで選んで、だれかさん会長、だれかさん何とかというふうにしているものですから、何かあっても何の責任もとれないのです、組織としては。そこに見守り、お年寄りを見守るのだよと、それ町内会がやってもらうといいよという話なのですが、見守りというのはどうすればいいのですか。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから見守りという部分で、先ほどご答弁を させていただいた中身でお答えをさせていただきたいと思いますが、まず地域包括ケアシ ステム、先ほどご答弁もさせていただきましたけれども、この中では町内会あるいは民生 児童委員さんに、高齢者の気づきというのが主な視点で、例えば隣近所にいるけれども新 聞がずっと入っていると、元気に老人クラブに来ていたけれどもずっと来なくなったとか、 このようなときに自宅におられるのか、病院に行かれているのか、そういうようなときに、 何でもよろしいですから地域包括支援センターのほうにご連絡をいただきたいというのが まず気づきというところです。それから、先ほどの見守りというのも、言葉上は消極的な 見守りといいましょうか、結局気づきと同じような考え方で、実際に見ているのだけれど も、ただそのときに異変があるようだと、そういったようなときに本人に声をかけてもら うというのももちろんなのですけれども、地域包括に連絡をいただいて、包括の職員が行 ってみると、これも例えば介護上、足が悪くなっていたとか、買い物に行けなくなってい たとか、こういうような部分について先ほどご答弁をさせていただいたということでござ います。ただ、これから高齢者を見守る仕組みという、この見守りは一歩先に進んで、自 宅に例えばお伺いをして対面で安否を確認する、あるいは実際に何か配食をして確認をす ると、こういうのがこれからの見守りということですが、ただこれからの見守るシステム については現在検討中、しかもこれは早急に行います。ということで先ほどご答弁をさせ ていただきました。

- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- 〇小黒 弘議員 つまりその見守り、新しくこれからできるような見守りを町内会でやれ ということを今言われているのですか。
- ○副議長 飯澤明彦君 市民部長。
- ○市民部長 高橋 豊君 今検討している部分については、砂川市全体でこの見守りのシステムをつくるということでございますから、この役割を担っていただける町内会、ある

いは担ってはいただけないといいますか、役員の方も高齢化して、そこまで見守れないよという町内会もあると思いますので、砂川市全体で見守るときにそれが町内会にお願いをできるのか、あるいは民生児童委員さんにお願いができるのか、あるいはまたNPO法人なり地域包括なのか、この辺をトータルで今考えているということでございますので、それはもし町内会の中ででき得るということであれば、これはお願いをするということもありますけれども、でき得ないものについてはほかの手法を考えていくということでございます。いずれにしても、砂川市全体で高齢者を見守る仕組みを考えていくということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

〇小黒 弘議員 今回は、高齢者に対するいろいろなことについて町内会ということに絞り込んで私は質問しているのです。つまり見守りという言葉は、大ざっぱにイメージはわくのです。でも、一体どこまで、本当に何の根拠もない私たちがその人を見張るのと見守るのとはきっと違うのでしょうから、どこまで行政としてはこれから超高齢社会を迎える中で町内会にどういうものを望もうとされているのか。それがやれることなら、私はこれに関しては市長に協力を惜しみませんけれども、ただどんなことをしたらいいのと、どこまでやればいいのというのはどこからも示されないのです。ただ単に、どうすればいいのだ、何か重要な役割みたいだけれども、どうするのだという感じが多いものですから、少しでも何か、この程度、このぐらいとか、ほかになったらこっちがこうだとかというようなものが示していただければなという思いで聞いているのですけれども、何かありませんかね。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

〇市長 善岡雅文君 私のほうから答弁させていただきますけれども、担当のほうは今いろんなところで協議をされて、あらゆる角度から市長の施策を何とかいい方向でやろうとしているというふうに思っておりますけれども、私の思いといいますのは、今まさに超高齢化社会で、2012年、75歳以上の人の数が1,200万人、これが2025年には倍以上の2,500万人になると、そのうちの4割は単身世帯になるだろうと、その4割のうちの半分は75歳以上だと。要するに、いや応なしに、好むと好まざるとにかかわらず地域はそういう状況に追い込まれてくると。ただ、幸いにも都市部と違って砂川市はまだ町内会なりコミュニティが守られているほうだというふうに言われてございます。都市部はもっと、町内会の組織率は10%、20%というようなひどい状況になっていると。かつて昭和30年代を思い出すのですけれども、見守りという言葉はなかったと、朝起きれば顔を合わす、お互いに元気だねと、サンマでも焼いて、それでもう十分だったのです。ところが、今は高齢化社会のいろんなニーズの多様化とともに、そのコミュニケーションがだんだんすたれてきていると。このままでは、国のほうの財政状況を見ましてもそんなに大きく期待はできないと、まさに地方分権の時代、地域のことは地域でやらなければな

らない。では、砂川市は一体どうやってやっていけばいいのかと。1つには、地域コミュニティの最小単位である町内会がもう少しコミュニティを元気にしてほしいと、そのためにはコミュニティを強化するための事業等について砂川市は助成措置をしたいと。これは、一つの考え方でございまして、今後町内会連合会のいろんな団体にお話をしていくのですけれども、いろんな会合で私も実際こういう話をしてございます。何とか地域コミュニティをもう少し元気にしてほしいなというのが私の思いでございます。それで、見守りでございますけれども、現実には社会福祉協議会の福祉部の設置で見守りをやられている団体がございます。ただ、その内容は程度の差はかなりありますし、またそこまでもやれないのだと、とてもうちは高齢化がひどくて会長をやるのが精いっぱいと、それ以上はできないというのも昨年のアンケート調査で明らかになっているということがございます。

私がしゃべる時間ですから時計はとまりますので、言わせていただきますと、町内会の名簿が作成されている団体というのは砂川市で約81.8%ということですから、結構皆さん方、私が四、五年前に何とか災害弱者名簿をつくっていただけないでしょうかというお願いを福祉センターでしたことがあるのですけれども、81.8%の町内会では、住民のいわゆる4情報というのですか、氏名、年齢、住所、性別ですか、それは把握されていると。そのほか高齢者名簿を作成している町内会、この割合が84.1%と。結構皆さん、地域コミュニティというか、日本に根差したものだというのか、きちんと何とか地域で支えようという考えはやっぱり皆さん方持っていられると、思っている以上に結構皆さんやられているのだなというのが実感でございます。

その中で課題として出てきたのが、これアンケート調査の結果ですから、ホームページ でも公表しているのですけれども、住民情報の把握は市や民生委員でなければなかなか難 しいのだと、町内会長さんが正直におっしゃる方もおられると。これは、なかなかつくれ ないところの町内会、いろんな事情があるのでしょう。それから、町内会と民生児童委員、 市との連携がやっぱり必要でないか、これは生の声で出てきていますし、市から町内会に 対する情報提供をお願いしたいという話も出てきてございます。それで、現実に福祉部を 設置しているところの活動の内容、設置しているところは総体で76.1%の町内会が福 祉部を設置して、何らかの行動を行っていると。ただし、その中身はいろいろございます。 本当に訪問して声かけているところもあるし、外から黙って見守るだけというところもあ るし、電話で安否確認をされているところもあるし、行事のときにどうですかと、いろい ろあるのです。なかなかこの辺が、我々が行政が苦慮するのは、町内会によって状況が違 い過ぎると、これを一律に走っていいのだろうかというのが行政の悩みでございます。だ から、単に最低限見守るだけと、そこから先は行政だと講演会でおっしゃる先生方もおら れます。ただ、それ以上にやっている町内会もあるし、その町内会の生い立ちなり、ふだ んのつき合い、行事のやり方によってやはり差が出てきているのかなというふうに感じま すし、歴史があって、例えば町場なんかではいろいろとふだんから会話がされていたり、

いろんな会合が行われていてよく把握されていると、商店街も含めてそういう町内会も現実にはございます。それらを踏まえた中で、一体砂川市はどっちのほうに向いていったらいいのだろうかと。

私が各団体に出てお話ししているのは、何とか早急に夏前までにはたたき台をつくりた いと。つくった上で町内会連合会なり民生委員の方々にお話をして、その中でもう少し形 をつくっていきたいというお話を各団体では常々私は言っております。議会ではしゃべる のは今回が初めてかもしれませんけれども、先ほどの課題が何点かございましたけれども、 ここは町内会なり民生委員だけに任せていてはやっぱり機能していかないのだろうという ことで、行政の担当のセクションをつくらなければ、これは回っていかないだろうという ことで、具体的にどこまでの範疇というのは今の段階でまだ固まってございませんけれど も、その中に行政がはまっていかないとこれは機能していかないというふうに考えており ます。そして、その中で町内会なり民生委員なり社会福祉協議会、それから地域包括支援 センター、これらを中心にして、またそのほかにはいろんなボランティアなり事業者なり、 いろんな団体が入ってきますけれども、核になるのはその団体といかに情報を共有してい かなければならないか、市の情報を、それを共有するような条例化も考えております。た だ、民生委員は守秘義務を持って法律で設置されていますので、民生委員は情報は持って います。それから、地域包括支援センターも、これは市の直轄ですから守秘義務が課され ていて、情報は共有することができると。ただし、町内会は任意の団体だから情報が共有 できないと。だから、町内会といかに情報を共有していくかという条例がつくれるか、つ くれないか。私は、何としてもその条例をつくって、その中で一緒にやっていくというス タイルがないとこれは機能していかないのでないかというふうに考えているところでござ います。これは、まだ具体的というか、私の思いだけですから、この中で地域と話してい くうちにいろいろ変わっていく要素はあるかもしれません。ただ、条例化がどうしても、 強く宣言するためには条例化が必要であったり、市のセクションが必要であったりという のは、これはやっぱりやっていかないと機能しないだろうと。それを回していく上では、 やっぱり包括支援センターもある程度将来的には人員をふやしていかなければないのでな いかなと、こういう考えの中で25年から、恐らく全部の町内会が一律にスタートできる かどうかというのは、私はなるべく努力はしますけれども、役員やるのが精いっぱいとい う町内会の現状も見てきております。ただ、引っ張れる町内会から何とか頑張ってやって、 これを市がてこ入れしながら何とか機能させていきたいなというふうに考えているところ でございます。

これ以上になると、私は町内会連合会なり民生児童委員会の方々にいろいろお話をして、本来はその中で概略が見えた時点で議会でという思いでございましたけれども、今こういう機会で、その一部については団体に話している事項でもございますので、ここまでは今ご質問でございましたのでお話をさせていただきましたけれども、この辺で了解いただけ

ますでしょうか。

- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- ○小黒 弘議員 了解するとかしないとかという話ではないのですけれども、市長はとても大事なことを今お話しされたというふうに思っていますし、私の質問でもお伺いしたかったことも含まれております。ただ、今市長が町内会に対して助成措置をしたいというようなお話がまず最初のほうにあったのです。これは、もう少し具体的に今の段階でお話しいただける内容なのでしょうか。
- ○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 内部でいろいろ検討した素材はございます。ただ、どういう方向性 がいいのか、私が最初に申し上げたのは地域コミュニティを強化するような事業をやって いただけるところに助成というようなイメージでございますけれども、そこまで限定して いいのかどうか、実はもう少し内部なり町内会連合会と実際に話して町内会のニーズも踏 まえていかないと、要するに町内会の思い描いている以外のものを行政が勝手に決めては いけないというのがございます。ですから、ここで行政が先にどんな内容と発信するのは 恐らくまずいのだろうなと、それは町内会連合会なり地域の声を聞いた中で、いろいろ本 当に必要とする強化になる事業をやるべきでないかなというふうには考えておりますので、 これ以上の先の部分についてはなかなか申し上げられないのですけれども、かつて砂川市 は行革の中でいろんな事業に見直しをかけてきたと、その中には本来必要であったものも 含まれて、要するに時代の、行革やってからもう10年以上たっていますけれども、その 時代背景によって、当時はこれはまずいのではないかと思われたものも想定をはるかに超 える高齢化等でいろいろ変わってくる問題もあるというのがございます。ですけれども、 今の町内会長さん、前の行革のあらしをそれぞれ経験された方々もたくさんおられると。 だから、それらを踏まえて、十分地域の人たちの望むものを、そして目的に合致している ものをやっていきたいなというのが行政側というか、私の思いであります。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

〇小黒 弘議員 今の段階では、町内会にそのうちお金は出そうとは思っているのだけれども、今具体的な話はもうちょっと詰めてからというお話だったというふうに思います。うちの町内会なのですけれども、これは市長もうちの町内会の会員さんですから、よくわかっていらっしゃるとは思うのですけれども、実はうちの町内会は65歳以上の人口というのがもう40%に達しています。多分ここ10年先ぐらいの砂川市の状況がうちの町内会なのかなというふうにも思うのですけれども、70歳以上ですと30%を超えています。先ほどのお話のように70歳以上だけの世帯というのが全世帯の33%あって、そのうち、女性が多いのですけれども、単身世帯というのがもう15%、ほぼ半分が単身世帯という状況です。こういう町内の中でとても困っていることは、先ほど名簿の話を市長もされているのですけれども、実は個人情報保護法というのができて以来、うちも多分さっきの八

十何%の一つに入っているのですが、名簿はつくっています。ところが、個人情報保護法というのができるずっと前に、それこそカードみたいにして全世帯に世帯の構成員全部書いてくださいということがやれたのです。これ平気でやれたし、皆さんもそれを書いてくれて名簿というのはできてきてはいるのですけれども、個人情報保護法というのが平成17年に施行されて以来、非常に名簿をつくるということが難しくなってはきています。それで、ちょっと調べていくと、この法律というのはどうやら5,000人以上の個人情報を有する民間事業者に対応されるものであって、町内会の名簿づくりに適用するようなものではないのだということも聞いているのですけれども、この辺というのはまずこの個人情報保護法というのはそういうものなのかどうか確認させていただけますか。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 一般的に町内会の名簿作成については、個人保護法の対象外という ふうになっております。それを受けるのはそれをなりわいとする業者なり、または行政等 であって、町内会の名簿作成についてはたしか私は、違ったらごめんなさいですけれども 8,000人が目安にあったと思います。そこで、8,000人を超える町内会というの はございませんので、現実的には町内会がつくる分については対象外ということで。ただ 個人情報保護法というより個人のプライバシーがだんだん重んじられる、そういう時代に なってきたから、反面地域コミュニティがだんだん衰退していったというのがございまし て、なかなかその後情報がわからなくて、町内会で間違った情報のもとに個人情報保護法 だけがひとり歩きしているというのがございまして、私が知っている範疇では各町内会に そういう話はしてございますけれども、皆さん方はそういうの関係なく名簿をつくってい るところはどんどん、住民4情報ですから、気楽につくっていられるのだなというのが実 態調査の中で、気楽と言ったら怒られますけれども、やっぱりそういう協力する土壌もあ ってちゃんとやられていると。それプラス災害弱者名簿まで頑張ってつくっていられると ころもあるし、やっぱり中での信頼関係なりができているところについてはある程度そこ まで踏み込めるし、結構そういうのに敏感な人の多い町内会はなかなか苦労されていると いうのが実態のようでございます。ですから、私が言うのは、その4情報についてはでき ることなら条例をつくって、それを町内会、技術的にはいろいろ、手続はいろいろ難しい と思うのですけれども、町内会も4情報については共有できるようなものができればなと いうふうには考えてはいますけれども。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これまで町内会のいろいろやっている中でとても困難に思うことは、まず個人情報保護ということが先ほどのすごく高い壁になっていそうな状況があるのです、たまにですけれども。もう一つは、さっき言われていることにも関係をするのですけれども、4情報というお話がありましたよね、氏名、年齢、生年月日、それから性別、これがわかると名簿ってほとんどでき上がるのは確かなのです。これが一番もとにあるのが住民

基本台帳にあるのですよ、実は。住民基本台帳というのは基本的には閲覧が可能ですから、私が行って申請をして、それをもとに閲覧をするということは問題はないと思うのですが、この閲覧に1人1件分で350円かかってしまうのだと思うのです。そうなると、そこから情報を得るというのは簡単なことなのですけれども、お金がとてもかかってしまうという状況があって、これをもとにもう一度町内会名簿というのをつくるということは行政としては別に問題はないのですよね。

- ○副議長 飯澤明彦君 市民部長。
- ○市民部長 高橋 豊君 閲覧規定に基づいてお金をいただいて、そのご提供したものに 基づいて名簿を作成されるということについては、問題ないかと思います。
- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- ○小黒 弘議員 次に、本題の高齢者の名簿をつくるときって、今度はその4情報プラス、例えばこの世帯のこの方は介護の認定度がどのくらいかとかということがもしわかれば、とてもいろんな意味で活動がしやすくなるのです。この前も東地区のコミュニティセンターで介護予防教室が開かれるのでということで、町内の皆さんにいろいろお知らせすることになったのですけれども、実は介護予防教室というのは65歳以上で要介護とか要支援の認定を受けている方は参加ができないということになるのです。1軒1軒回っていく中で、本当はあらかじめ要介護や要支援の認定を受けている方のところは無理なので、そこは回らなくて済むということがあるとすれば、とても効率的に、しかもピンポイントでやっていけることなのですけれども、この情報の中で介護福祉課の中には絶対その情報はあると思うのです。それは、町内会には教えられるような情報になるのでしょうかね。
- ○副議長 飯澤明彦君 市民部長。
- ○市民部長 高橋 豊君 ただいまの要介護、要支援、これを受けているという情報を町内会のほうにお渡しをするということについては、現在のところは困難であるというふうに考えております。
- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- ○小黒 弘議員 民生委員の方は、そういう情報は持っていられるのですか。
- ○副議長 飯澤明彦君 市民部長。
- ○市民部長 高橋 豊君 民生委員の方につきましても同じような状況ですので、お持ちはしていないとは思いますが、ただ民生委員活動の中で受けた情報については、それは民生児童委員として持っておりますから、当然本人がこういう状況ですということを民生児童委員さんにお話しする上においては問題はないかと思います。
- ○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- ○小黒 弘議員 もっと詳しい情報を民生委員さんが持っていらっしゃる可能性があるのですが、民生委員さんから町内会の例えば会長なら会長にその情報をいただくということは、これは可能になるのですか。

- ○副議長 飯澤明彦君 市民部長。
- ○市民部長 高橋 豊君 民生児童委員が得た情報というのは、その業務のために行うということでありますので、民生児童委員さんがその業務以外にその情報を出すということになりますと、守秘義務に違反するというようなことになろうかと思います。
- 〇副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。
- ○小黒 弘議員 となっていくと、先ほど市長がおっしゃられていた4情報を含めての行政との情報の共有化ということを条例でつくるかどうか、私はぜひつくりたいというふうにおっしゃったのですけれども、この条例がもしつくられたときに、今のようないろんな困難なことというのが整理ができて、町内会活動がよりやりやすくなるということを想像してよろしいのですか。
- ○副議長 飯澤明彦君 市長。
- ○市長 善岡雅文君 まだ形見えているわけでないものですから、細かく随分入ってくるなと思いつつも、ご答弁させていただきます。

私が申し上げたのは4情報と言ってございますので、各町内会で共有できる条例をもしつくるとすれば、それは4情報だけと。それ以外のやつはやはり無理であろうというふうに考えておりますし、やれる方法とすれば、本人の申し立てで本人申請によって、いいですか、いいですよと同意を得たものについてはオーケーでしょうというスタイルは残ってございます。本当に困る人については、それはやっぱり個人情報ですから、それはどんな時代であれ無理だなというふうに思っております。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

〇小黒 弘議員 結構何十分もの議論をしてきたのですけれども、やっぱり1軒1軒歩いて、結局は信頼関係の中で個人的な情報を取得するしかないのかなというのが最終的な結論のような気がするのですけれども、ただ少なくとも私はこの名簿づくりというのは、まず高齢者名簿というのはこれからもとても大事なことだというふうには思っているのですけれども、ただ単純にさっきも言ったように、個人情報があるから、情報保護法があるからなかなか名簿って集められないのだと町内の集まりの中でもよく出てくる話なのです。ところが、今お話のように、僕は5,000人以上だと思いますけれども、そういうことによって町内会が情報を集めること自体というのは別に違法でもないしという話は今出てきましたよね。ただ、ここから先の例えば介護の認定度だとか、こういうことはちょっと集められないとか、聞いて回っていけないとか、それを発信できないとかということはきっとあるのだとは思うのですけれども、今後ますます災害の関係あるいは高齢者がふえていく状況を考えたり、先ほどから言われている見守りをしていくということになっていったときに、やっぱり基本となる、そういう名簿なりの情報ということは、町内が持っていれば持っているほどやっぱり動きがしやすいのは間違いないと思うのです。そんなような意味で、例えばこの名簿をつくる上で気をつけなければならないことだとか、こういうと

ころまではできますよとか、ここから先はちょっととかというある一定の指針みたいな、 こういうことならということをぜひ私はつくっていただけないものかなというふうには思 っているのですけれども、こういうことのお考えというのはありませんかね。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいまご質問のありました指針等ということでございますけれども、これは先ほど市長も申しておりましたけれども、条例をつくって情報を共有化するのだという、ここの部分におきましては今の4情報のほかに介護認定度ですとか、障害の程度ですとか、こういうものがどうそこに入れ込めるのか、あるいは入れ込めないのかということになってくると思います。実際に条例をつくるときに、そういうようなことももちろん検討させていただくということでありますけれども、1つは4情報と、それと介護認定等の障害の区分、これは1つ別に持たなければならないだろうと、考えなければならないだろうというふうに思います。個人情報保護法の中では、住民の生命、財産を守るためであれば、これを情報として提供できるということにはなってございますが、ただこれは、行政上もそうですが、地域のコミュニティを考えますと、この障害をほかの人には知られたくないのだというようなことを考えると、法律だけでは一辺倒でいかないと。やはり本人の同意を得た中で地域で見守って支えていくということが大切だと思いますので、ある程度、ご期待に沿えるかどうかわかりませんけれども、一定程度の指針については条例をつくるという過程の中で考えてまいりたいというふうに思います。

- ○副議長 飯澤明彦君 増山裕司議員の質問は休憩後に行います。
 - 10分間休憩します。

休憩 午後 2時02分 再開 午後 2時12分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

増山裕司議員の質問を許します。

增山裕司議員。

- ○増山裕司議員 (登壇) 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。
- 1、道路の整備について。国や地方自治体では、高度経済成長期に整備されたインフラ(社会資本)の老朽化対策が大きな課題となっています。砂川市第6期総合計画では、安全で快適な道路網が整ったまちづくりの中で、道路の維持管理について老朽化した道路、橋梁の計画的な修繕が盛り込まれています。そこで、次の点について伺います。
 - (1)、道路の改良舗装工事の基準及び優先順位について。
 - (2)、砂川市町内会連合会や地域からの要望の把握とその実施状況について。
- ○議長 東 英男君 建設部長。
- ○建設部長 金田芳一君 (登壇) 大きな1の道路整備についての(1)、道路の改良 舗装工事の基準及び優先順位についてのご質問にご答弁申し上げます。砂川市の市道延長

は、平成23年4月1日現在238.717キロメートルであり、内訳として改良舗装済み延長124.038キロメートル、簡易舗装延長30.061キロメートル、未舗装延長84.618キロメートルとなっているところであります。第6期総合計画の中で、生活道路や幹線道路の道路改良舗装工事につきまして、安全で機能的な道路交通の確保を図るため、路線数114路線、延長約27キロメートルの整備を計画しているところであり、今年度においても第6期総合計画を基本に15路線、2,485メートルの道路改良舗装工事を実施するところであります。この道路改良舗装工事の整備基準及び優先順位につきましては、未舗装道路では住宅団地としての住宅等の張りつき状況、簡易舗装道路では舗装等の傷みぐあいと現況交通量等の状況、改良舗装済み道路では道路自体の老朽度合いと現況の交通量等の状況をもとに判断して実施計画を立てております。

次に、(2)、砂川市町内会連合会や地域からの要望の把握とその実施状況についてのご質問にご答弁申し上げます。現在各町内会が抱える要望を市に伝えることを目的とする砂川市町内会連合会と理事者との懇談会が毎年実施されており、その中で各町内会から生活道路の未舗装や簡易舗装の老朽化に対する改良舗装工事の要望が多数寄せられており、また各町内会などからも個別に要望が寄せられているところであります。市としては、それぞれの要望箇所ごとに現地確認を行い、整備基準をもとに緊急性と安全性、地域バランスなどを判断して工事を実施している状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ただいま答弁いただいたわけですけれども、第6期総合計画では114路線、27キロメートルですか、今年度は15路線、2,485メートルの改良工事を予定しているというふうに今答弁をいただきました。また、基準についても、住宅の張りつきぐあい、建設状況ですか、それから道路の傷みぐあい、交通量、地域バランス等々を総合的に判断して計画を作成しているということを伺ったわけです。さらに、町内会連合会とか地域からの要請についても、地区バランスを配慮しながら実施しているというふうに伺ったわけですけれども、特に計画についてはよろしいわけですが、ただことしの状況です。ことしは、マスコミ報道もされておりますけれども、今年度記録的な大雪ですとか、また寒さも大変厳しかったということで、農業施設の被害も大きく騒がれているのですが、その陰で生活道路の被害についても結構深刻な状況になっているということで、各自治体では道路の補修のための補正予算の捻出に苦慮しているという報道もなされておりますけれども、砂川市のことしの道路の状況についてどのように現状認識をされているのか、この辺について伺いたいと思います。

さらに、幹線道路と生活道路というのがあるというふうに今伺ったわけですけれども、 幹線道路は非常に道路の交通量も多くて、市民の目につきやすいわけですけれども、生活 道路については地域住民でないとなかなか理解しがたいものがありまして、地域住民の身 近な話題としてはどうしても生活道路のほうに視点が行っておりまして、特にことしは傷みぐあいがひどいのではないかというような声も聞かれますし、また先ほど言いましたようなマスコミの報道もあるわけですけれども、限られた予算の中で道路だけに予算を割くのは大変難しいのだろうなと思いますが、今年度のような状況の中ではもうちょっと予算のやりくりなり、あるいは予算の幅を、予算枠を広げるなり、あるいは補正予算を組むなり、そういった考えはないのかどうか、その辺の所見について伺いたいと思います。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 生活道路の把握というふうなご質問でございますけれども、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、第5期総合計画、第6期総合計画で随時道路のほうについては計画的に整備を行うというようなことで計画を立ててございます。今現在私どもが行っております道路工事につきましては、主に生活道路、そのうち簡易舗装道路で特に状態の悪いもの、それと未舗装道路、これにつきましては先ほどもお話しさせていただきましたけれども、地域の状況を考えまして随時計画的に工事を行っているというようなことでございます。先ほど冬の道路状況のお話もございましたけれども、我々簡易舗装道路の中でどこがどのようになっているか、随時状況は把握してございます。特にことしは冬期間の気温が低いものですから、相当数簡易舗装道路のほうで状態が悪い部分がございました。当然春先すぐに補修はできませんので、穴等々に土のうを入れたり、簡易的な舗装のパッチ当でをするなど緊急的な舗装は随時春先やってございます。また、どうしても維持補修で対応がきかないものにつきましては、早急に工事を行うと、前倒しをして工事を行うというふうなことも検討しておりますので、まずこの点につきましてはご理解をいただきたいと思います。

それと、あと予算の関係でございますけれども、ご存じのとおり道路改良舗装工事につきましては多額の費用がかかります。財政状況等から計画的に予算を計上しているところでございます。また、公共事業につきましては、道路事業ばかりではございません。他の工事もございます。道路事業部分だけを予算を増というふうなことになりましたら、ほかの公共事業に影響ございますので、今後においても限られた予算の中で事業を行ってまいりたいと、このように考えている次第でございます。また、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、効率的な舗装整備を進めていくため、地域住民からの要望や住宅等の張りつき状況、舗装等の傷みを十分現状調査いたしまして、今後とも計画的に道路事業を行ってまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今なかなか難しい状況なのだということがかいま見えたわけですけれど も、先ほども申し上げましたように道路、特に生活道路については市民にとっては身近な 関心事なので、今建設部長おっしゃったように傷みのひどい場合には前倒ししてでも工事 をしていきますと、それからまたことしの厳しさということについても把握しているとい うことをお伺いしたわけですけれども、この辺についてはなかなか難しい問題があるわけなのでしょうけれども、改良舗装工事の計画が策定されて明確になり次第、地域住民なり、あるいは該当する町内会へ事前に周知するということについて、事前に周知してほしいのだというような声も多々寄せられているわけなのですけれども、この辺については私もぜひそうすべきではないのかなと。今の周知方法なり、それから今後検討すべきことについて何か見解があれば伺いたいのですけれども。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 工事に対する事前の市民への周知というふうなお話でございますけれども、道路工事等の市民説明につきましては入札後に請負業者のほうから関係する住民の皆様に、工事期間、工事図面、通行制限等についての工事内容をチラシ等において配布する方法で現在行っております。工事の事前情報としての工事説明につきましては、現在実施しておりませんけれども、そのあり方について、議員さんから今お話ありましたことについては今後十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今後検討していきたいという答弁をいただいたわけですけれども、これまで道路について私は昨年の9月に道路の維持管理について、それから前々回でしたか、除排雪の問題について、今回は道路の改良舗装工事について質問させていただきました。道路については、先ほども申し上げましたけれども、市民にとって身近な問題であるだけに、現場を預かる担当者のご苦労も大変多いかと思います。市民の期待にこたえるためにも一層の奮起をお願いして、質問は終わります。

延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時27分